令和元年白老町議会第1回定例会9月会議会議録(第4号)

令和元年9月13日(金曜日)

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時43分

〇議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 4号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 1号 令和元年度白老町一般会計補正予算(第4号)
- 第 7 議案第 2号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第 3号 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1 号)
- 第 9 議案第 5号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 第10 議案第 8号 財産の取得について
- 第11 議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに ついて
- 第12 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 第13 報告第 7号 教育行政事業執行状況報告書(平成30年度対象)の提出について
- 第14 特別委員会の審査結果報告について(決算審査特別委員会)
 - 認定第 1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - (1) 平成30年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - (2) 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (3) 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - (4) 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - (5) 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - (6) 平成30年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (7) 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - (8) 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第 2号 平成30年度白老町水道事業会計決算認定について
 - 認定第 3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 報告第 1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出につ

いて

報告第 2号 平成30年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出につい て

報告第 3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書 類の提出について

- 第15 意見書案第6号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)
- 第16 意見書案第7号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書 (案)
- 第17 意見書案第8号 プラごみ対策を市町村問題とせず、ごみを出さないシステム確立を 求める意見書(案)
- 第18 意見書案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意 見書(案)
- 第19 常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

第20 特別委員会の調査報告について

(民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会)

(町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会)

第21 諸般の報告

(要望書等の配付)

第22 閉会について

〇会議に付した事件

議案第 7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和元年度白老町一般会計補正予算(第4号)

議案第 2号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第 3号 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 5号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 財産の取得について

議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

報告第 6号 例月出納検査の結果報告について

報告第 7号 教育行政事業執行状況報告書(平成30年度対象)の提出について

特別委員会の審査結果報告について(決算審査特別委員会)

認定第 1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

- (1) 平成30年度白老町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成30年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 2号 平成30年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第 1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 2号 平成30年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 意見書案第6号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)
- 意見書案第7号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)
- 意見書案第8号 プラごみ対策を市町村問題とせず、ごみを出さないシステム確立を求める 意見書(案)

意見書案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案) 常任委員会所管事務調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

特別委員会の調査報告について

(民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会)

(町立病院改革基本方針に関する調査特別委員会)

〇出席議員(14名)

	1番	Щ	田	和	子	君		2番	小	西	秀	延	君
	3番	吉	谷	_	孝	君		4番	広	地	紀	彰	君
	5番	吉	田	和	子	君		6番	氏	家	裕	治	君
	7番	森		哲	也	君		8番	大	渕	紀	夫	君
	9番	及	Ш		保	君	1	0番	本	間	広	朗	君
1	1番	西	田	祐	子	君	1	2番	松	田	謙	吾	君
1	3番	前	田	博	之	君	1	4番	Щ	本	浩	平	君

〇欠席議員(なし)

〇会議録署名議員

7番森哲也君

9番 及 川 保 君

8番 大 渕 紀 夫 君

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 町
 長

 副
 町
 長

 副
 町
 長

教 育 長

総務課長財政課長

企 画 課 長 経済振興課長

農林水産課長

生活環境課長町 民 課 長

税 務 課 長

上下水道課長

建設課長健康福祉課長

子育て支援課長

高齢者介護課長

学校教育課長

生 涯 学 習 課 長 消 防 長

病院事務長

代表監査委員

アイヌ総合政策課長

建設課参事

経済振興課参事

戸田安彦君

古 俣 博 之 君

岡 村 幸 男 君

安藤尚志君

高尾利弘君大黒克已君

工藤智寿君

藤澤文一君

富 川 英 孝 君

本 間 力 君

山 本 康 正 君 大 塩 英 男 君

本間弘樹君

下 河 勇 生 君

久 保 雅 計 君

渡邊博子君

岩 本 寿 彦 君 鈴 木 徳 子 君

池田誠君

越 前 寿 君

村上弘光君

三宮賢豊君

舛 田 紀 和 君

臼 杵 誠 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

高 橋 裕 明 君

主

查

小野寺 修 男 君

◎開議の宣告

○議長(山本浩平君) ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

O議長(山本浩平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、7番、森哲也議員、8番、大渕紀夫議員、9番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(山本浩平君) 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

〇議会運営委員会委員長(吉田和子君) 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に 開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、第1回定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第9号の人事に係る議案1件について、古俣副町長から説明 があり、本日の議事日程といたしました。

以上、委員長の報告といたします。

○議長(山本浩平君) 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例 の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第3、議案第7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

冨川農林水産課長。

○農林水産課長(冨川英孝君) 議7─1をお開きください。議案第7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年8月30日提出。白老町長。

改正文については、朗読を省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

議7-2をお開きください。議案説明でございます。民族共生象徴空間ウポポイの開設を契機に整備する白老駅北観光商業ゾーンについては、白老駅北観光商業ゾーン基本計画に定める土地利用方針に基づき町が整備する行政整備区域及び民間が整備する民間活力導入区域を白老駅北広場内に設置する必要があることから、これらの区域を本広場から除外するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町白老駅北広場条例新旧対照表

日老町日老駅北広場余例新旧刈照衣 						
	改正前	改正後				
(名称、位置	[及び区域]	(名称、位置及び区域)				
第2条 広場の)名称及び位置は、次のとおりとす	第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとす				
る。		る。				
名称	位置	名	称	位置		
白老駅北広場	白老郡白老町若草町1丁目61	白老駅:	北広場	白老郡白老町若草町2丁目10		
	0番地の7、1000番地の8、			00番地の9 <u>の内</u> 、1000番地		
	1000番地の51、1103番			の 5 0 <u>の内</u> 、同大町 2 丁目 1 0 0		
	<u>地、同</u> 若草町2丁目1000番地			0番地の84、1000番地の9		
	の9、1000番地の50、同大			0、同末広町1丁目1000番地		
	町2丁目1000番地の84、1			の52、1000番地の57の内		
	000番地の90、同末広町1丁					
	目1000番地の52、1000					
	番地の57の内					

〇議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1番、山田和子議員。

- **〇1番(山田和子君)** 1番、山田です。民間活力導入区域において沿路の整備についてなのですけれども、民間活力導入区域については民間が整備するということになっておりましたが、いまだ民間の動きがないと認識しておりますけれども、お客様がウポポイまでの道を歩くときにそこで行政区域のところで途切れてしまっては歩きにくいかと思うので、沿路についてどのようになっているのかお尋ねします。
- 〇議長(山本浩平君) 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長(藤澤文一君) ただいまのご質問でございます。

民間活力導入区域のエリアについては沿路及び駐車場については民間事業者が整備するというところでルールを決めておりますけれども、実際のところ現場を見ていただくとわかるとおり行政区域エリアについて整備は進んでおりますが、民間活力導入区域についてはまだ手つかずの状態になっております。もしウポポイの開業までにそこの整備が仮に間に合わないとしたときには、当然ながら沿路が途中で途切れるような形になりますので、そこの部分は公共駐車場として整備する区域の東側の端のほうに仮設の通路を設けるといったようなところで検討は進めております。

- 〇議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。
- **〇1番(山田和子君)** それを聞いて安心いたしました。やはり特急スーパー北斗もとまることですし、歩いていかれる方がふえることが予想されますので、歩きやすい環境を整えていただきたいと思います。
- **○議長(山本浩平君)** ほか質疑のございます方はどうぞ。ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町白老駅北広場条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する 条例の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第4、議案第4号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

藤澤経済振興課長。

〇経済振興課長(藤澤文一君) それでは、議4-1をお開きいただきたいと思います。白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定について。

白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。 令和元年8月30日提出。白老町長。 新制定の条文につきましては、朗読を省略いたします。

議4-5をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この条例の施行日前においても、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定に係る手続きその他の準備行為を行うことができる。

次に、議案説明でございます。議4-7をお開きください。議案説明でございます。アイヌ 文化の復興の拠点として整備される民族共生象徴空間ウポポイの開設を契機により多くの来訪 者の回遊性を高めることにより地域経済の活性化につなげる拠点として整備を進める白老駅北 観光商業ゾーンについて、地方自治法第244条の2第1項の規定によりその設置及び管理運営に ついて必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

....

白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町民と来訪者との交流及び回遊性向上を図る拠点として、観光情報や地域情報等の発信を 通じて観光商業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、白老駅北観光商業ゾーン(以 下「観光商業ゾーン」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「観光商業ゾーン」とは、前条に規定する設置の目的を達成するため、 町が整備した区域をいう。

(名称及び位置)

第3条 観光商業ゾーンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置		
力	白老郡白老町若草町1丁目610番地の7の内、1000番地の		
白老駅北観光商業ゾーン 	8の内、1000番地の51の内、1103番地の内		

(観光商業ゾーンの構成)

- 第4条 観光商業ゾーンは、次に掲げる施設をもって構成する。
 - (1) 観光インフォメーションセンター
 - (2) 交流広場
 - (3) 公衆トイレ(24時間トイレ)
 - (4) 駐車場(移動販売スペースを含む。)
 - (5) 園路
 - (6) その他付帯施設

(事業)

- 第5条 観光商業ゾーンは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 観光振興に関すること。
 - (2) 観光情報及び地域情報等の発信を行うこと。
 - (3) 道路及び園路を通行する者に対し、休憩の場を提供すること。
 - (4) 町民と来訪者との交流機会の提供を行うこと。
 - (5) 地域の特産品及びその他物品等の展示PRを行うこと。
 - (6) その他町長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第6条 町長は、観光商業ゾーンの管理について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24 4条の2第3項の規定による指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものと する。

(指定管理者が行う業務)

- 第7条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第5条に掲げる各事業
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) 利用の許可及び制限並びに行為の制限等に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則並びに白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第47号)その他町長の定めるところに従い、観光商業ゾーンの管理を行なわなければならない。

(開館時間等)

- 第9条 観光商業ゾーンの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(利用許可)

- 第10条 第4条第1号、第2号及び第4号(移動販売スペースに限る。)に掲げる施設を利用しようとする者(施設の全部又は一部を占有する者に限る。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をする場合において、観光商業ゾーンの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第 1 1 条 指定管理者は、観光商業ゾーンの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設及び備品をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他観光商業ゾーンの管理運営上支障があると認めるとき。

(利用の停止等)

- 第12条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。
 - (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) この条例又は規則に違反したとき。
 - (3) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 公益上又は観光商業ゾーンの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(特別設備の許可)

第13条 利用者は、観光商業ゾーンの施設等に特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用の禁止)

第14条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又は その権利を他に譲渡してはならない。

(利用料金)

- 第15条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払 わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、必要があると認められる場合は、規則で定める基準に従い、利用料金を 減免することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は還付しない。ただし、特別な事情がある場合は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、観光商業ゾーンの施設等の利用を終了したとき、又は第12条の規定により 施設等の利用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、指定管理者の検査を受 けなければならない。 (町長による管理)

- 第19条 第6条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、第7条 に掲げる業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により町長が観光商業ゾーンの管理に係る業務を行う場合においては、第9条第2項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「ときは、あらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条第3項、第16条及び第18条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第15条見出し、同条第3項、第16条(見出しを含む。)及び第17条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第15条第1項中「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは、「町長に対し使用料」と、同条第2項全文を「使用料は、別表第2に定める額とする。」とし、同条第4項の規定は適用しない。

(損害賠償の義務)

第20条 利用者及び来場者は、観光商業ゾーンの施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この条例の施行日前においても、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定に係る手続きその他の準備行為を行うことができる。

別表第1(第9条関係)

区分	開館時間	休館日	
観光インフォメーションセンター	午前8時から午後6時ま	12月29日から翌年	
	で	の1月3日まで	
交流広場	終日	なし	
公衆トイレ(24時間トイレ)			
駐車場			
園路			
その他付帯施設			

別表第2 (第15条関係)

1 観光インフォメーションセンター

区分	単位	金額
コミュニティルーム	1室/時間	250円
新商品PRスペース	1室/月額	49,000円
広域観光・特産品展示 PR スペース	1室/月額	68,000円
ポーチ	1平方メートル/時間	1 3 円

2 交流広場

区分	単位	金額
芝生スペース	1平方メートル/時間	2円

3 駐車場

区分	単位	金額	
移動販売スペース	1 台/時間	2 4 0 円	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 利用期間が1月に満たないときは、1月として計算する。
- 3 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間又は利用期間に含むものとする。
- 4 利用料金の総額が10円に満たない場合にあっては、10円とする。

〇議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) せっかくの新条例ですので、何点かお聞きします。

第15条のまず利用料金の別表第2がありますよね。この中の新商品PRスペース、これと広域観光特産品展示PRスペース、これが有料になっていますけれども、この運用状況が民間参入、あるいは指定管理者との兼ね合いがどういう形でこの有料制にして、どういうような運営状況になるのかということをお聞きします。

それと、第16条の利用料金の減免、これは規則で定める基準に従い利用料金を減免すると。 これは、規則ですので、制定になってからでないと私たちの目に入りませんけれども、これの 概要というのかな、どういう形が減免の対象として考えられているのか。これは運用次第では 非常に疑問が出るところもありますので、この2点伺います。

〇議長(山本浩平君) 臼杵経済振興課参事。

〇経済振興課参事(臼杵 誠君) 新商品PRスペースと広域観光特産品展示PRスペースの運用ということでございますけれども、まず新商品PRスペースについては民間の町内の事業者を募集をして、新商品をPRをしていくということで、いわゆるチャレンジショップ的なところで今後募集をしていきたいと思っております。料金については、こちらに記載されております4万9,000円の範囲内で観光協会、指定管理者が定めるといったことでございます。

広域観光特産品展示PRスペースにつきましては、こちらについては町内の特産品を初めと

して近郊の産品も含めて食品ですとかアイヌ工芸品とか、そういったものをPRをしていくということで、観光協会の運営と申しますか、観光協会の指定管理の中の自主事業ということで整理をしているところでございます。

- 〇議長(山本浩平君) 藤澤経済振興課長。
- **〇経済振興課長(藤澤文一君)** 第16条の減免の考え方についてのご質問でございます。

白老町では使用料、手数料のルールに基づきまして減免できる団体がそれぞれ定められているところでございますけれども、観光インフォメーションセンターの設置目的ですとか、あるいは役割等を考慮したときに民間事業者の方々を初めとした収益事業が伴う利用が想定されておりますので、基本的には利用料金を納めていただくことが原則になるかと考えてございます。 具体的に申し上げますと、町内会の皆さんが役員会で会議スペースを使いたいということであれば、これは本来の町内会の利用の趣旨に沿ったものになるかと考えますが、何かの団体がその運営費を稼ぐために物売りをやりますですとか、そういったものについては当然ながら利用料金はいただくと考え方を持っております。

- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- O13番(前田博之君) それで、別表第2のこの広域観光特産品展示PRスペース、観光協会の自主事業でありますよということですが、当然自主事業ですので、収益がありますけれども、収益がある、あるいは上がらなかったにかかわらずこれは条例上徴収するよという解釈でよろしいですか。
- 〇議長(山本浩平君) 藤澤経済振興課長。
- **〇経済振興課長(藤澤文一君)** 指定管理者といいますか、観光協会が自主事業で行った場合ということでございますが、当然ながら先ほどお話ししたとおりここの広域観光特産品展示 P R スペースについてはその利用料金も納めていただくということがまず前提としてございます。それと、もう一つは物販において収益が出た場合ということでございます。それにつきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針、これに基づいて住民サービス等に還元するよう事業協定書において明記するということになっておりますので、ここの部分は事業協定書を結ぶ中で収益が出た場合は還元をしていただく考え方を持ってございます。

[何事か呼ぶ者あり]

- **〇経済振興課長(藤澤文一君)** ない場合は当然ながら、要はスペースの利用料としてはもちろんいただきますけれども、そこで収益が、黒字が発生しなかったということであればそこの部分はお支払いすることにはならないと考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

- ○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。
 藤澤経済振興課長。
- ○経済振興課長(藤澤文一君) 物売りをして赤字が発生したという場合について、行政側か

ら補填をするとかということにはならないと考えております。

- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- O13番(前田博之君) この条例は、月額で固定していますよね。固定していて、当然自主事業ですから、課長が言ったように、どういう商品構成なのかわからないけれども、それによって一定の収益がありますよね。売り上げによって1割、2割の収益が出てくる。その中から当然インフォメーションセンターのこのスペースの使用料金を払いますよね。私が言うのは、努力もなくて、売り上げがなくて、6万8,000円払う収益がなくなったときは減免か何かで払わなくていいよということになっているのですかということ。あくまで固定ですから、あろうがなかろうが払わなければいけないですよね。自分たち、赤字の場合どこかから賄ってきて。そういうことを言っているのです。
- 〇議長(山本浩平君) 藤澤経済振興課長。
- **〇経済振興課長(藤澤文一君)** 大変失礼しました。お話しのとおり、そこの特産品をPRしたり、物を販売したりというところは、ここの部分は指定管理業務の中に含まれませんので、そうはならないと考えております。

[何事か呼ぶ者あり]

- 〇議長(山本浩平君) 藤澤経済振興課長。
- **〇経済振興課長(藤澤文一君)** そこは減免規定にはのってこないということで、そこは月額 6万8,000円はいただきますということになります。
- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。
- **〇11番(西田祐子君)** もっと単純なことをお伺いします。

ここの管理に関する条例ができ上がりましたら、何かイベントをやりたいとなったときには ここの管理運営するところが全部責任を持つと理解していいのでしょうか。

そしてまた、町民の方々もそこでみんなでお祭りをやりたいとか、何かバザーをやりたいとかといったときもそれはある程度融通性がきく中で開催できるのかどうか。その辺だけお伺いしたいのです。例えばチェプ祭をやれなかったと。ことし雨が降ってしまった。では、どうすると。ことしはここでやろうかとか、そういう柔軟性もできるのかどうなのかということをお伺いします。

〇議長(山本浩平君) 藤澤経済振興課長。

臼杵経済振興課参事。

○経済振興課長(藤澤文一君) ただいまのご質問でございます。

お話しの事例でいきますと、屋外の交流広場、こういったところでイベントの開催というの は想定しておりますし、そこの部分は一定の利用料金はいただくということにはなるかと思い ます。

- ○議長(山本浩平君) あともう一つは、管理運営の主体になるのは全部、どこなのかと。責任についての質問。観光協会が全て責任を持って管理運営するのかという質問だと思います。
- **〇経済振興課参事(臼杵 誠君)** 観光協会が全て責任を持ってというところについては、指定管理の区域としてはこの行政整備区域全体が入りますので、基本的には観光協会が指定管理

者の責任の範囲内でやっていただくということで、交流広場についてもいろんなイベントに使っていけるように、利用料金というのは発生はいたします。いろんなイベントをそこでやっていけるようにということで給水施設も整備をしたりしているものですから、そういったところは具体的にこのイベントができる、できないというところはまた日程その他の条件含めて相談にはなりますけれども、いかにそこの交流広場を活用をうまくしていくかということも我々としてもしっかり考えてまいりたいと思っております。責任云々ということについては、指定管理のこの協定の中で町と観光協会との間でしっかりとそのあたりの整理をしていくことになるかと、このように考えております。

〇議長(山本浩平君) 岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 指定管理者制度を導入するということは、町が設置した施設を指定管理者に管理を全て基本的に任せるわけです。利用料金の徴収も指定管理者のほうで徴収するということになります。ですから、条例の規定もそういうつくりになっていまして、利用許可は誰がするのかといったら指定管理者がするということになります。ですから、今後施設ができ上がり、そしてオープンするまでには指定管理者を選び、これは観光協会ということで前にもお話ししておりますけれども、そこが全て運営管理していくという中で決めていくということになります。ただし、中には条例でなかなか想定されていなかったようなことが出てくることも当然あるかと思います。そういう場合は、当然設置者が町ですから、町との協議の中においてどういう運用をしていくのかということは、それは当然協議の対象になる。そういうような協定を今後指定管理者の間で結んでいくと、こういう流れになっていくかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(山本浩平君) ほか質疑ございます方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老駅北観光商業ゾーン設置及び管理に関する条例の制定について、原案のと おり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定ついて

〇議長(山本浩平君) 日程第5、議案第6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

〇子育て支援課長(渡邊博子君) 議6-1をお開きください。議案第6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年8月30日提出。白老町長。

改正文については、朗読を省略いたします。

議6-11、附則でございます。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議6—12をお開きください。議案説明でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者についての代替保育提供に係る連携施設確保に関する規制緩和や幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱い変更等がされたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算 (第4号)

O議長(山本浩平君) 日程第6、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算(第4号) を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長(大黒克已君) 議1-1 でございます。議案第1 号 令和元年度白老町一般会計補正予算(第4 号)。

令和元年度白老町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億489万3,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億3,057万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年8月30日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也議員。

〇7番(森 哲也君) 7番、森です。21ページのしらおい経済センター施設管理経費について1点お伺いいたします。

議案説明の中身が駐車場の整備を今後行うということでしたので、まずこの修繕料で行われる駐車場の整備内容を1点お伺いいたします。

- 〇議長(山本浩平君) 臼杵経済振興課参事。
- **〇経済振興課参事(臼杵 誠君)** 駐車場の整備内容ということでございますけれども、駐車場に入るときのグレーチングというのでしょうか、側溝のようなものが経年劣化によってはね上がるということがございまして、そこについてはね上がらないように3枚ほどグレーチングと呼ばれるものを取りかえたといったような事案でございます。
- 〇議長(山本浩平君) 7番、森哲也議員。
- **○7番(森 哲也君)** 7番、森です。今回の修繕は入り口のところを直すということなのですが、このしらおい経済センターで車の線のマークも消えている現状かなと思っておりまして、それを踏まえまして、経済センターにおいて車椅子マークのスペースが確保されていない状況だと思うのですが、今後線を直して車椅子マークのスペース等を確保するという考えはないのかをお伺いします。

- 〇議長(山本浩平君) 臼杵経済振興課参事。
- **〇経済振興課長(藤澤文一君)** 経済センターの駐車場における白線と車椅子用の駐車スペースということでございますが、こちらについては指定管理者である商工会ときちんと協議をしながら、今後の課題として認識をさせていただきましたので、今後しっかり協議をしてまいりたいと、このように考えております。
- 〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。
- ○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。19ページの町立保育園運営経費の中の保護者負担補助事業について伺いたいと思います。

白老町保育所は、これまで保育料の独自削減を行っておりまして、低く保育料を見積もっていたという事業をずっとされていました。その中で、また5歳児の教育無償化も始めました。これは、自治体によってはやっていないところがあったのですが、保護者の負担を軽減するという意味でそれを実施されてきました。そのことが今回の保育料の無償化、保育料、幼児教育の無償化の中で副食費の国の基準、360万円以下と第3児は無償ということが実施されますけれども、町はそれにプラスして低く保育料をやっていたことの財源と、それから5歳児無償化にしていた財源を使って全家庭が無償化ということの事業を実施されたことは、こういったことを財政の厳しい中でやってこられたことは大変評価をしたいと思います。

ただ、1つちょっと気になることがありましたので、本当にそれがだめなのかどうなのか確認をしたいと思いまして、質問いたします。主食に関してなのですが、主食1カ月3,000円というのは、御飯を持っていくというのはいいと思うのですけれども、幼稚園児が1カ月に3,000円、主食、御飯、10キロのお米を食べるのかなと単純に考えました。この間決算委員会の報告の質問の中で食育防災センターの給食をつくっている子供の数が減っているということで、御飯を炊く釜、私たちも見てきましたけれども、あれを見ていて、もし子供が減ったのであれば、その御飯を活用すると安く上がらないのか、それとも学校教育の関係と保育のほうの関係性で法的なものが何かあって、そういったことは無理なのか。全員に実施するとしたら1,000万円かかるというお話でしたよね。ですから、そういうことからいくと3,000円の負担、1カ月3,000円が妥当かどうか、これはどのようにして決められてきたものなのか。そして、その対応策としてもしかしたらそういったこともできないのかお伺いしたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 渡邊子育て支援課長。

〇子育て支援課長(渡邊博子君) まず、主食費の算定の根拠でございますが、これは国で示しているのが主食費3,000円ということでございます。ただ、実際に金額を設定するのは、各園が実際に食材を買ったときに要した経費をもとにして算定するものですから、各園によって設定額は違ってきます。今町内5園ありまして、それぞれ、まだ完全給食していない園もあるのですけれども、完全給食している園の中ではやっぱり設定もまちまちというか、そういう設定金額にはなっているのはなってございます。中には3,000円近くの設定を考えている園もあるのですけれども、それは法人内でのいろいろ経費も換算して決めているということはお聞きしております。大体のほかの園は、本当に実際にかかる購入経費をもとに算定しているというような現状でございます。

もし3,000円ほどかかった場合、経費が負担、大きくなるということで、食育防災センターのほうの活用も考えられないかということでございますが、保育園給食は原則自園調理ということで園内で調理するのが原則でございます。ただ、3歳以上児につきましては搬入も可能ということでございますけれども、また搬入をする場合はそれに係る経費等もかかってくると思いますので、その点については今後その経費も含めながら考えていかなければいけないと考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 園によって違うということですので、主食というと単純に御飯というようなことになると思うのですが、私は園で子供たちにつくっている姿を見せる、お母さんもこうやってつくるのだよとかいろんな姿を見せる、そして温かいできたてのものを子供たちに食べてもらうということは食育の観点からもすごくいいことだと思ったのですが、御飯に関してはつくる姿とかというよりも釜で炊くものですから、それほど姿を見せなくてもいいのかと単純に、本当に単純な考えで、発想で言っているのですけれども。だから学校給食でつくっている御飯を用いることが何かの学校と小学校の関係でだめでなければそういった、もちろん自園でやるということなのですが、園によってのいろんなやり方があるということは町の考えによっても園と話をして、方法としてやはり親の負担を軽減するという考えの中でもしかしたらそういうことの利用、活用が、給食センターも子供が減っていますから、やっぱり何かほかのほうに今度またそれを振り向けていって事業を拡大していくということも必要になってくると思うのですが、そういった中で同じ町内の中であるわけですから、そんなにある程度温かいうちに届くのではないかと。

ただ、少し気になるのは学校は夏休み、冬休みがあって、長期休暇があると給食をつくらないですよね。そのときにどうなのかなというのもあったものですから、その辺も含めて、無理なのかなというのもちょっとあったのですが、せっかく負担軽減になって、町もいろんなことを努力されてきて、負担をしなくて済んだようになったのであれば、主食の3,000円も学校給食から比べると高いなという思いがあったものですから、もしそういった方法がとれるのであればと考えていたのですが、その辺また今ここでどうのこうのということはならないと思いますので、そういったことも含めて協議をしながら親のほうの負担が少なく済むような方法を考えていただけばと思います。

〇議長(山本浩平君) 渡邊子育て支援課長。

〇子育て支援課長(渡邊博子君) 確かに少子化も進んで、子供の数が減ってきていますので、 給食数も減ってきております。今後各園でも自前で主食をつくるというのが少し負担になって くるというようなことも考えられますけれども、そのときは食育防災センターの活用なども考 えていきたいと思います。今まだ町内1園は完全給食にしていないということもありますので、 そこも含めて今後の主食の提供のあり方については考えていきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 鈴木学校教育課長。

〇学校教育課長(鈴木徳子君) 食育防災センターの活用のことかとは思います。現在は学校 給食法に基づいて食育防災センターを運営している中で、主食に関しては国の措置がされてい る中で行われておりますので、ただ今後の食育防災センターの活用ですとか町内全体の子供たちの部分については、具体的に法律的な側面とか全てを調べているわけではございませんので、先ほど渡邊課長がお答えしたとおり、今後の部分については検討することも必要になるかと思います。ただ、今の900弱ぐらいの児童生徒に対しての給食の提供に関しては、余力があるかというとすごく余力がある状況ではないと把握しておりますので、それは今後の中での話かなと思っております。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 21ページの産地パワーアップ事業についてお聞きします。

これは、ぜひ企業には採算ベースに合うような事業になってもらうことをまず祈念しますけれども、質問するのは白老町の立ち位置というか、予算が通っていますので、責任体制がどうなっているかということをお聞きしたいと思います。まず、場所についてはもっと具体的にどの位置にあるのかということです。

それと、1つは補助金の流れで、この事業は市町村を経由して補助金となる。こうなると、 予算をくぐっているということは白老町の責任体制が非常に求められると思いますけれども、 これは補助金の要綱の中で市町村を通すようになっているのか法的になっているのか。それで、 この中で町の責任はどのようなものが発生してくるのか、何をしなければいけないのかという ことです。

それと、もう一つ、資料が配付されていましたけれども、この承認手続の中で取り組み主体への補助金交付は産地パワーアップ計画で設定した産地の範囲に属する市町村が実施するということになっているのです、これ。計画を設定した産地の。この辺は、町が計画したものを事業者が行って実施するのか。産地の範囲に属する市町村が実施するという、この解釈がどう、白老町が何をしなければいけないのかという部分をお聞きします。

〇議長(山本浩平君) 冨川農林水産課長。

〇農林水産課長(冨川英孝君) まず、場所の関係でございます。場所につきましては、字石山224の2で、ブウベツ線の突き当たりといいますか、カウベルを通って、大西林業を通って、ずっと真っ直ぐ奥まで行った旧伊藤ファームですとか、そういったところがある突き当たりの場所になります。

それから、町の責任といいますか、そういった町を通して補助金を出すというようなことでございますが、これの法的なものでは都道府県、市町村を介すことができるというような中でのものでありますけれども、まず北海道の実施方針の中で市町村を介すというようになってございます。産地パワーアップ事業の効果的な実現に向け、総合振興局、振興局及び市町村と連携し、事業の推進、指導に当たるものとすると。なお、新規作物の生産取り組みに支援する場合にあっては、地域協議会において新規作物の生産の実現可能性や事業効果について十分検討するとともに、生産者、実需者、地域協議会、その他関係機関が一体となった推進体制のもと効果的な事業実施に万全を期するというようなことになってございます。そういった中では、振興局あるいは市町村、それと実施主体というようなところが一体となった取り組みをするということが今回市町村を通して北海道のほうで実施方針に補助金を通すというようなことにな

った背景かなと考えているところでございます。

それから、承認の手続の中の範囲ということで、市町村ということになってございますが、 そこの部分につきましては市町村も構成員となる地域農業再生協議会というようなところが、 実施者からの提案等も含めましてそこの協議会の中でこの産地パワーアップ計画というのを立 てて、それを申請をして、承認をいただくというような流れになってございます。

〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。

O13番(前田博之君) 私が聞くのは、それでは今言った産地協議会をつくって、そこを通す。そういう組織は白老町にそれはできているのですか。まず、どういうメンバーになっているのということと、もう一つ、なぜ私はこれを聞いているかということは、不幸にしてというか、過去に北海道から直接事業で100%補助でうちの町の予算が通って竹浦地区で事業をやって、町の経由で国庫補助金を返還したことがありますよね。あれは議会の中でも白老町が当時弁済するように請求すると言ったけれども、その後の報告がありません。どうなっているかわかりませんが、実際多分あり得ないかもわからないけれど、最悪の場合考えなければいけないのです。その場合は当然白老町のまた予算を逆にとってくるという可能性はあるということですね。非常に厳しいところ出てくるのです。

まずそれと、会計検査院の対象は白老町になってくるのか。先ほど北海道を通じて云々というけれども、農政部も検査は入ると思うけれども、その辺の主体はどこになってしまうのか、 非常にこれをきちんと明確にしておかなければ、せっかく予算が通ったことによって白老町がいろんな責任体制になってしまったら本来の趣旨が本末転倒になってしまうのです。だから、その辺をきちんと北海道や国と整理されて、白老町の予算を通したのかということです。

それと、もう一つは奥のほうに企業が進出すると町道と私道の兼ね合いでよく道路を整備してくれという問題が出てくるのだけれども、そういう部分の懸案はないのかどうか。整備する、しない別にして、そういう道路、あそこの奥まで行くと、私も一応わかっていますけれども、途中からみんな舗装されないで、民地を走っているのか、町道に指定されているのかどうなのか、その辺の状況を伺います。

〇議長(山本浩平君) 冨川農林水産課長。

〇農林水産課長(冨川英孝君) まず、返還にもしもなる場合には、今回このように市町村を 通させていただいておりますので、実施主体からの返還を受けて、町が北海道ないし返還する というような手続になろうかと思います。

会計検査院の対応については、当然市町村で、いわゆるトンネルと呼びますか、そういうようなことかもしれませんけれども、町の予算を通っているということになれば、町のほうで会計検査のほうの対応は必要になるのではないかなと思っております。

それから、道路の現況でございますけれども、現地に行くまでは町道というような取り扱い になってございます。

[「構成員」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 続けてどうぞ。

〇農林水産課長(冨川英孝君) 一番最初のものが漏れてしまいまして、申しわけございませ

ん。

白老町地域農業再生協議会の構成員ということでございます。こちらについては、平成27年度の社台地区におけるファーム・アオノのときにも同じこの協議会を通して、ただあのときには別のメニューということになっておりまして、町のほうは通さないで、実施主体に直接行ったということになっておりますが、協議会のお話ですと、その協議会というものを今使用してということになります。構成員といたしましては、町長、農業委員会の会長、それからとまこまい広域農業協同組合の代表理事組合長、それからみなみ北海道農業共済組合いぶり支所副組合長理事、白老町和牛生産改良組合組合長、農事組合法人白老牛改良センター組合長、あとは事務局として白老町、あるいはとまこまい広域農業協同組合の白老支所長等が入って構成している状況になってございます。

- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- **○13番(前田博之君)** わかりました。

あと、全てが町道ですか。あそこは舗装、かなりの悪路ですけれども、今後そしたら町道の整備が要求されてくればそれなりに対応をせざるを得ないという考えということでよろしいかということと、それでは今説明を受けてわかりましたけれども、では白老町がこれから事業実施しますけれども、白老町としてのどれだけの事業執行の中で権限というか、関与されていくのか。その辺はどういう部分から発生して、関与した部分で白老町がどういう援助とか、あるいは指導、そういうものが出てくるのかどうか、その辺2点伺っておきます。

- 〇議長(山本浩平君) 冨川農林水産課長。
- 〇農林水産課長(冨川英孝君) 先ほどと重複するようなご答弁になろうかなと思いますけれども、この北海道の実施方針の中に事業の推進、指導というような項目がございまして、この事業の効果的な実施に向けて総合振興局及び市町村が連携して事業の推進、指導に当たるというようなことがまずはこの実施方針の中で定められている部分かなと思ってございます。

それから、町道の整備については、現状砂利敷きの一本道というようなことになってございます。その部分で今後の要望が来たときには、要望があるかどうかというところも含めてなのですが、今の段階ではせざるを得ないということではなく、まずは現状でご利用、現地のですね、使っていただくことが基本になろうかなと思ってございます。

- 〇議長(山本浩平君) 13番、前田博之議員。
- O13番(前田博之君) 私が聞いているのは、指導するということは総合振興局及び市町村が 指導するのだと言ったのでそこは2答目の答弁でわかっているのです。だから、それが具体的 にどういうような部分で、これだけの事業ですから、関与する項目なり、ここだけは白老町と してこういう部分は指導しなければいけないとか、そういう部分がきちんとある程度関与する 範疇というのがあるのですかということを聞いているのです。予算を出す以上は、先ほど言っ たように、会計検査院も白老町にありますよね。そういう部分はどうですかと具体的に聞いて いるのです。
- 〇議長(山本浩平君) 冨川農林水産課長。
- ○農林水産課長(冨川英孝君) なかなか難しいご質問と思っております。今回の事業につき

ましては、事業の実施に当たって基本的に販売額の10%以上の増加というのを目標にしております。この地域再生協議会を正式に開く前段でも改良普及センターですとか振興局ですとか、そういったところと実現の可能性とか事業の内容については何回か、何回もと言ったほうがいいですね、協議を重ねながら事業計画を立ててきたというようなところでございます。うまくいく、いかないというところについては、やはり耕種栽培というところでいろいろ土壌の問題ですとか、そういったものは当然あると思うのですけれども、あくまで目標の80%というところが一つのボーダーみたいになっておりまして、ただ80%に満たない場合もやはりそういった地域再生協議会ですとか普及センターも含めてどうしたらいいかというようなところについては目標達成まで進めていくというか、協議をするということでの指導という部分では入っていくのかなと考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

○8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。簡単に1点お尋ねをしたいのですけれども、13ページの繰越金の関係で、1億3,500万円ぐらいの留保財源があるわけですよね。一般質問と決算審査特別委員会の中で財政問題がかなり議論されたわけですけれども。今も9月補正、ここの時点で1億3,500万円ぐらいの留保財源、税等々含めて一定限度のお金があるという状況があるのですけれども、一般質問の中では今後歳出の大きく予定されているものが余りないというような答弁のように感じたのですが、象徴空間含めて実際にこれから財政出動がされるのは、今のところ実際にあるのは不急不要がたまたま出るものか、あと特別に出るものか、それともあとは除雪ぐらいしかないのかどうか。実際にそこら辺はどうなっているか、わかる範囲で結構ですけれども。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克已君) 先日の大渕議員の一般質問でもお答えしたとおり、現段階で象徴空間を含めて今後支出増になるという部分については把握してございません。ただ、きのうの決算審査特別委員会でもお話がありましたとおり、病院の経営状況、この辺がございますので、この状況がなかなか改善しないという部分については、年度末においての財政出動というのがある可能性は残っているかなと。その辺は、我々財政当局としても押さえているところでございます。

〇議長(山本浩平君) 8番、大渕紀夫議員。

〇8番(大渕紀夫君) 8番、大渕です。そうしますと、この1億3,000万円と一定限度のこれから、特別交付税がどうなるかということはもちろんあるのだけれども、ふるさと納税や税の関係で増収になった場合は、財政調整基金に途中で積み立てるだとか、そういうことも考えられるというようなことで財政は動いていきますか。

〇議長(山本浩平君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克已君) ただいまのご質問で特別交付税、ふるさと納税というお話がありましたけれども、特別交付税については今回仮に途中で何らかの増額があって、積み立てるということがあると仮定したとしても、これは12月交付分ということになりますけれども、12月交付分については特別交付税の12月交付分というのはある一定のルールに基づいて出される、

きちんと積算根拠がしっかりしているものでございまして、その部分について今年度当初から約1億1,000万円程度の国の災害復旧事業にかかわる部分を上乗せしておりますので、それ以上の大きな乖離といいますか、大きな増というのは余り想定はしておりませんけれども、仮にその辺の想定以上のものが出てきた場合は積み立てということは可能かと思います。また、ふるさと納税についても、これも3月の状況をにらんでということになりますので、仮に積み立てたとしても3月議会ということになろうかと思いますが、この件につきましても当初予算において1億円強の一般財源分も見込んでございますので、よほどこれからのふるさと納税の急激な伸びがない限りは余り多くは期待しているところではございません。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

〇12番(松田謙吾君) 松田です。21ページの先ほどの産地パワーアップ事業に関連して確認をしておきたいなと思います。

産業厚生常任委員会協議会で説明があって、私も聞いております。1億2,500万円、これは50%補助金分ですから、2億7,000万円の事業ですよね。ピーマンをつくるという事業です。白老町でピーマンをつくる事業も恐らく農業としては初めての事業ですから、うまくいくかいかないかは農業者の努力次第だと、こうは思っております。ただ、先ほど前田議員も質問されておりましたけれども、前回も竹浦地区に6次産業で4,000万円の事業、1年間で終わってみたら3,940万円金を使って、残金は60万円しかなかった。そして、平成27年に会計検査院が入って、たしか520万8,000円償還したはずなのです。恐らく今も裁判中だと思うのです。私は、あのとき戸田町長にそんな償還金取らないからもうやめろと言ったのです。だけれども、これは絶対取らなければだめだと、裁判しても。ずっと請求するのだ、こう言っていた記憶があるのです。私はこの質問するのに全部資料を用意していたのですが、けさそっくり忘れてきたものですから、詳しく言えないのですが、まず前の事業の、告訴しているはずですよね。この状態がどうなっているか。まず、これを1点確認したいと思います。

それから、もう一つは敷島ファームですね。これは、飛生の、改めて言うまでもありませんが、牛屋の後に来た方なのです。本業は和牛業だと思います。今度新しく白老町でパイプハウスを使って2億7,000万の事業をやるのだ。北海道の補助金で。社台でやっている青野さんも大きく農業をパイプハウスでやっていますが、あそこは全部北海道補助金は、まちを通しているかもしれないけれども、まちは保証にはなっていません。保証になっていない。青野さんの経営がうまくいかなくてもまちの債務が発生しないわけなのですが、今回1億2,800万円、この債務が今度発生するのです。たしかことしの1月かな、敷島ファームから100万円の寄付をいただいている。こういうこともあって、私は断り切れないのでないのかなと思っていたけれども、そういうことではだめなのだ。やはり最後に降りかかるのは町民に降りかかる。税金に降りかかる。成功しなければですよ。成功すれば、それは税金も入ってくるかもしれません。私が前回の産業厚生委員会協議会で言ったのは、このピーマンの一番の産地は新冠町だから、新冠町の状況をもう少しきちんと調べて、その上で自信を持ってやっぱりこの債務保証のまちを通す保証をすべきでないのかと、こう言ったのですが、私はこれは絶対にそういう自信があって、これは町長、きのうも私は言ったけれども、財政基盤ができたというけれども、こんなことは

財政基盤にならないのだ。ですから、これは失敗する、失敗しないなんて人の経営に口は挟めるわけでもないし、必要はないのですが、もしものことだってあり得る、前の6次産業のあの事業と同じく。ですから、もう少し慎重にやるべきだし、そしてこの議会の中で何の議論もしていないのだ。産業厚生委員会協議会ではやりました。きちんとした町民の前での議論はきちんとしていない。ですから、危険性があると思っているから、この議案は一回下げたほうがいいのでないのかなと思うのだ、私は。下げて、もう少し議論して、そして次の議論の後にもう一回きちんとやったらどうかな。これだけ私は提案しておきたいが、どうですか。

〇議長(山本浩平君) 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長(藤澤文一君) さきの質問の過去に竹浦の農地において行った、緊急雇用対策事業で行ったものでございます。今松田議員からお話があったとおり、確かに会計検査院のほうから補助対象に当たらない資機材の購入があったりですとかというようなこともあって、補助金の一部返還命令があったといったようなことがございました。実際に、先ほど告訴というお話をされましたけれども、この件に関しては行政側も弁護士にも相談しながらどういった対策をとっていったらいいかというところも踏まえて、やはりそこは実際に事業を実施したところから返済を求めるべきだろうというところに行き着きまして、ただ返済能力があるかどうかというところは別にしましても、ここは実際に事業を実施しましたしらおい産直センターの代表とも連絡が途切れないように交渉は続けているところでありますが、実際のところはまだ返還には至っていないという状況でございます。ここの部分は、私どもも過去の反省を踏まえまして、今後こういったことがないように努めているつもりでございます。

○議長(山本浩平君) 冨川農林水産課長。

〇農林水産課長(冨川英孝君) 大きな金額を伴う補助事業ですので、ご心配いただく部分に は十分に私どもも認識しているつもりでございます。そういった中で、町内で主に畜産業を営 んでおられた敷島ファームが今回石山地区において耕種栽培に参入するということでのご提案 させていただいているところでございます。事業成果の取り組みに対しましては、実際この相 談が始まっているのは平成29年ですとか、そういったところからお話をずっと北海道との検討 をさせていただいていたというようなところでございます。提案に至るまでには、今回もピー マンに対する改良普及センターの成果目標のあり方、現状の市場の動きですとか、そういった ものも含めてこの計画に一定程度妥当性があるだろうということも協議会の中、あるいはその 前段での協議も含めて我々としては慎重に検討してきたと思っております。そういった中で今 回白老町の予算を通すということで、もしも万が一そういう返還ですとか、そういったものが あったときには白老町が窓口といいますか、白老町の予算を通して返さなければいけないとい うようなことになってございますけれども、現状の6次産業化の事業との比較ということでい いますと、当時の6次産業化については緊急雇用事業ということで基本的には町の委託事業と いうことで10分の10の補助金ということで全額町が委託をするということになってございまし た。しかしながら、今回の産地パワーアップ事業につきましては、消費税を抜いた2分の1と いうことで今回1億2,400万円予算計上させていただいておりますが、その事業の実施に当たっ ては約1億4,000万円強の自己資金というものが必要になってございますので、そういった部分 についても事業の実施に対する信頼といいますか、事業者としての思いというものは十分に認識できると思ってございます。

また、先ほどの事業の実施に当たって80%、販売額の10%以上が今回目標ですというお話の 中で、ただ達成率80%というのが一つの目安になりますというようなお話もさせていただきま したが、80%に満たないからといって補助金を返還しなさいだとか、そういった想定がされて いるものではなく、このQアンドAというような部分でも想定している補助金返還の例はどの ようなものかというようなことが明確に記載がございまして、そういった中では事業趣旨に反 することが明確な場合に返還を求めるという考えであるというようなことでございますので、 あくまでパイプハウスを整備して耕種栽培をやって、一生懸命やってだめだったという場合に は、今の場合は補助金の返還ということではなく、どちらかといいますと80%満たない場合に は、目標年度において目標が未達成の場合には達成されるまでの間改善状況を報告を受けなが ら進めていくというようなことでなってございますので、必ずしも事業の趣旨が損なわれるよ うなことをされて、パイプハウスの資材を買ってよそに転売しただとか、そういうようなこと があった場合には、それは補助の内容と全く違ってきますので、返還ですとか、そういった対 応にはなりますけれども、事業の目的に向かってやった結果事業目標が未達の場合については、 その後も経過を観察しながら事業の目標達成に向かっていくということで、そのこと自体が補 助金の返還の趣旨というか、例とは捉えられていないということでご理解をいただければと思 っております。

〇議長(山本浩平君) 12番、松田謙吾議員。

O12番(松田謙吾君) 言っていることもわかっているし、こういうものは何かということも 私はわかるつもりです。事業者というのは、まちが保証人でなく銀行が保証人になってやるべきものなのだ、本来は。事業というものは。これは、補助金だから、まちを通すということなのですけれども、北海道の補助金がなぜまちを通させるのか。直に。北海道が出せばいいわけですよね、なぜまちを通さなければならないのか。ここのところが私はあやふやなのだ。あやふや。北海道が補助金を責任を持って出したら北海道が責任を持つべきであって、なぜ白老町を通さなければいけないというのが、私はここのところが納得がいかないのだ。そして、私も小さな事業をやったことがあるけれども、事業というのは自分で責任を持って、それでも資金不足なら銀行に行って頭を下げて、そして銀行が保証するものなのだ。

安愚楽牧場、あそこの後に来た大きな事業なのです、そういう事業者なのだけれども、私がどうしてもひっかかるのは、先に100万円の寄付をしてから後からこの議案が出てきたというところが私はどうも引っかかるのだ、はっきり言って。ですから、慎重にやらなければだめだし、どうしてもきょう出すのであれば私はきょうの議案に反対するしかありませんから、私はそれ以上言うことはありません。

○議長(山本浩平君) 理事者の答えはないですか。今議案を取り下げろというご意見ですから、それに対しての考え方。もうこれは議会運営委員会も通っていることですから、取り消すということにならないと思いますが。

岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 松田議員のご心配というか、当然1億円を超える補助金を出すということでありますから、そういう過去の例を含めてご心配されてのご質問だということは十分 私たちも理解してございます。当初の段階からもこの一億数千万円の補助金ということに対しましては、本来であれば先ほど松田議員が言われたとおり北海道がやるのなら北海道が補助金 を出してくれる、そういうような仕組みに当然なぜならないのかなということも、当初そういう話も私の段階でも担当のほうとも話をした経過があります。ただ、今回の計画というのは、協議会の中でも認められ、一定程度の年数の中で十分協議を進めてきた中で、これについては補助金を交付した中でこれだけのパイプハウスを整備して事業を展開するということに対してやはり北海道との協議の中でも一定程度の認定というのかな、認めがあったという中で最終的にそれであれば予算計上するかという、そういう判断になっていったということでございます。しかしながら、ご心配の点というのは私どもも決してそれがないわけではありませんので、先ほど課長のほうからあったとおり、振興局並びに町と協議会が一体となってやっぱりその辺の経営の状況については、もしくは営農の状況についてはしっかりと見ていかなければならないですし、そういう対応の中でこの事業については進めさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

〇議長(山本浩平君) 冨川農林水産課長。

〇農林水産課長(冨川英孝君) 副町長からお話があったとおりということでございますが、 私のほうでまずなぜ今回市町村を通すようになったのかということで、産業厚生常任委員会協 議会のほうでもそういったご意見をいただきましたので、北海道のほうに改めて確認をさせて いただきました。しかしながら、実際には明確なご答弁をいただけなかったというようなこと でありますけれども、先ほどお話しいたしました振興局及び市町村と連携し、事業の推進、指 導に当たるというようなことが北海道の実施要綱として定められている、そういった部分をよ り強い、強調するようなことで今回市町村を介すというようになったのではないかというよう なお話をさせていただいてよろしいですかということで、北海道のほうからもそれで結構です というようなことでなってございますので、一応市町村を通すというのはそのような背景かな と考えているところでございます。

あと、今回の計画書の提出に当たりましては、産地パワーアップ事業の資材導入等計画書というものも様式の中に入ってございまして、その中には申請者、実施主体名で取り組み主体、事業計画に違反した場合及び事業を中止した場合には支払いを受けた者が都道府県知事に助成金を返納しますというような一文が入った、そういった計画書もあわせて提出するということになってございますので、そういった事業実施主体の責任というものは申請段階で一筆をとっているというような状況になってございます。

〇議長(山本浩平君) 6番、氏家裕治議員。

〇6番(氏家裕治君) 6番、氏家です。今のパワーアップ事業、副町長の話で、私たちも産業厚生常任委員会協議会の中でいろいろなそういった経過等々も含めて説明をいただいたほうですので、私の理解は、メンバーですので。私は白老町のこの地の利を生かした農業の、青野さんが来て、ビニールハウス13棟を建てて、そして農業経営をして、白老町のこの気候に合っ

た、そうした農業が一歩を踏み出したのです。それから、青野さんのところの土地の堆肥化も 含めて、今の敷島ファームの牛ふん堆肥や何かを使って、そしてこういう土壌改良なんかがで きた中でいろいろな生産物ができるのだなということがある程度この何年間の間で敷島と、そ れから青野さんとの間の中で、では自分たちもまだまだある自分たちの牛ふん堆肥、そういっ たものを使って農業経営をやってみようかというところの、そういった経過があって、今回こ ういったものが出てきたと認識しているのです。北海道がなぜ白老町を介したかということ、 私もこの間産業厚生委員会協議会の中で聞きましたよね。そこだけがちょっとわからない。で も、よくよく考えたら、北海道はそういった白老町の農業に対する光みたいなものをただただ やらせるだけではなくて、わかったよと。わかったけれども、やらせるだけではなくて、白老 町としてもきちんとそこに介入しなさいと。そして、あらゆる面できちんと、指導とまではい かないでしょう。だって、行政なんか素人ですから。その中にいろいろな協議会も絡んで、そ こをしっかり指導して、そして白老町にあるべき農業の姿みたいなものを一緒に築いてくださ いよという、そういう思いがあるからこそ今回こういったことで予算計上になったと。だから、 産業厚生常任委員会協議会の中でも話ししましたよね。こういったことというのは本会議で出 るのだから、まちとしてどうしてこういうことに取り組むだということをはっきり答えられる ようにしておいてくださいよという話をしていたのだと思います。ただ、それをきちんと思い に立って、白老町がそこにどうして介入しなければいけないかという思いがなかなか伝わって こない。だからこそ松田議員の言われるような話にもなるのです。ですから、その辺は、これ からいろんな補助事業があると思います。ある中で白老町がなぜそこに介入しなければいけな いのか、なぜこの補助金を使ってこの仕事にかかわっていかなければいけないのか。成功する か失敗するかというのは事業者のやることですから、それはわからないけれども、でも白老町 にとって将来こういう農業のあり方というのが必要だと思うからこそ今回こういった補助金に も手をつけていくことになるのだと思うのです。ですから、そういった思いを、これからもあ らゆるそういう補助金の使い方というのが出てくると思いますので、町の姿勢だけははっきり しておいてほしいのです。ですから、そうしないとこういういろんな、長い時間をかけてまた 議論をしなければいけない。その思いさえあれば、その思いに立ってのまた質問に立つと思い ますので、ですからそれだけはお話をしておきたかっただけです。

〇議長(山本浩平君) 岡村副町長。

○副町長(岡村幸男君) 大変申しわけございません。そういう思いを持ってこの事業には取り組まなければならないという考え方でございます。なかなかその辺のご答弁がすんなりと出なくて、大変申しわけありません。やはり白老町の農業は主流が白老牛、畜産ということでございましたが、社台の青野さんのところでも大きな成果を上げているとこちらのほうでは捉えてございます。さらに、先ほど氏家議員が言われたとおり、いわゆる堆肥を使いながら、それを活用して、農畜連携というのでしょうか、そういう形で事業を展開していこうと、そういう取り組みということに対しても私どもも積極的にやはりそういう支援をしていかなければならないという、そういう考え方でございまして、今後そういうような取り組みが町内の中でさらに広がっていくことも考えられますし、ぜひともこの取り組みについては成功をしてもらう、

そういうことでこちらもこの補助金に対しても支援をしていきたいと考えてございます。そういうことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(山本浩平君) 4番、広地紀彰議員。
- 〇4番(広地紀彰君) 端的に。

私も今関連して質問させていただきます。今回総合戦略にも書いていますよね。農畜連携による、温泉排熱や堆肥等を活用した畜産業と農家の有機的な連携と、これは総合戦略にうたわれていますよね。だから、私は白老町が、制度としてそういうふうに町は絡んでいるだとか、そういった部分、義務的な部分だけでなくて、本当に総合戦略を実践していく大きな過程の中にあって今回の事業を構築されたと理解していたのです。ですから、これから白老牛の振興、素牛をどんどんふやしていくという一方がありますけれども、それだけではなくて、今牛の胎盤を活用して化粧品を作成されている話もあります。だから、いろんな部分で白老町が今まで築き上げてきた白老牛の生産、それにかかわって横の広がりがどんどんふえてきたと。そういった部分において今回の事業は堂々と上程されてきたものと捉えているのですが、いかがですか。

- 〇議長(山本浩平君) 岡村副町長。
- **○副町長(岡村幸男君)** 本当にご質問のとおりでございます。ただ、松田議員がお話があったというのはやはりそういう心配があるのだということを、きちんとそこを考えなさいと。

[何事か呼ぶ者あり]

○副町長(岡村幸男君) そうですね。そういう心配があるということをしっかりと町としてどう対応していくのかという、そういうご質問です。ですから、私どももその答えとしてはやはり町が農業振興をどう進めるのか、その中の一つの形態であるのだということをご答弁すべきだったところをそのことがなかなかうまく答弁できなかったことをまずおわびしたいと思います。今後の農業振興において、畜産だけではなくて新たな農業、そういうものも耕畜連携の中で進めていく、それがやはりこれからの農業のあり方ではないかということでございます。そういう部分においては、さまざまな補助金制度があろうかと思いますし、今1次産業には国も相当の力を入れてございます。そういう中では、そういうことを踏まえながら、そして一方ご心配があることもしっかりと町の体制として整えながら進めていきたいと、このように考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔「議長、私もう一回したいんだけど」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 一旦ちょっと休憩を入れますから。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

- 〇議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。
 - 12番、松田謙吾議員。
- O12番(松田謙吾君) 松田です。いろいろ議論しているのだけれども、私は何を心配するか

というと、まちの心配して言っているのだ。敷島が農業をやろうが何しようが私は大歓迎です。白老のまちに来てやっているわけですから。そこから雇用も生まれるかもしれない。ただ、私が言っているのは、白老の農業はもちろん大事です。あれだけ牛ふんもたくさん余っている。そんなことを言っているのではないのだ。私が心配するのは、白老町が、言うなれば債務負担行為なのだ、大きく言うとこれも。債務負担行為。今までだって失敗した事業がいっぱいあるのだ、そういうことで。ですから、私は農業の中でも新しい事業、これをやはりきちんとまちが徹底して調査をして、敷島にその調査状況をきちんと説明して、敷島もまちも納得してやるのならいいのだ。ただ、敷島から出てきたから保証してやる、北海道から来たから保証してやるということではまた失敗したときに誰が責任をとるのだ。結果的に町民にかぶってくるのだ、この辺を私はもっとこういう大きな事業は議論をして、ぱっと出してやるのでなくて、ぱっと出して議決をするのでなく、もう少しきちんと議論をしてやるべきだ、こう言っているだけで、私は決してこの事業に反対とか、そんなのではないということだけは理解していただきたい、こう思います。

○議長(山本浩平君) 討論みたいな感じになってしまったのですけれども、質疑として捉えた場合の……先ほどと回答は変わりませんよね。

○議長(山本浩平君) ほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算(第4号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手多数]

○議長(山本浩平君) 反対、12番、松田謙吾議員。 賛成12、反対1。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予 算(第2号)

○議長(山本浩平君) 日程第7、議案第2号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正 予算(第2号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(岩本寿彦君) それでは、議2─1をお開きください。議案第2号でござ

います。令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,052万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月30日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)

〇議長(山本浩平君) 日程第8、議案第3号 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保健康福祉課長。

O健康福祉課長(久保雅計君) それでは、議3─1をお開きください。議案第3号でございます。令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万7,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ5,539万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月30日提出。白老町長。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(山本浩平君) 日程第9、議案第5号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長(山本康正君) 議5─1をお開きください。議案第5号 白老町印鑑の登録及び 証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年8月30日提出。白老町長。

改正文については、朗読を省略させていただきます。

次のページ、附則でございます。この条例は、令和元年11月5日から施行する。

続きまして、議5-3をお開きください。議案説明でございます。住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、女性活躍推進の観点から住民票等への旧氏の記載が可能となることに伴い、 印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とすることのほか、外国人住民の氏名の取 扱等についての規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

(登録資格)

第2条 <u>町内に住所を有し、かつ、</u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。

(印鑑の登録)

- 第5条 町長は、前条第1項の確認をしたときは、印 鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係る次 に掲げる事項を登録するものとする。
 - (1)~(2) 略
 - (3) 氏名

(4)~(6) 略

(7) 略

(登録資格)

第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。 以下「法」という。)に基づき、町が備える住民 基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り 印鑑の登録を受けることができる。

(印鑑の登録)

- 第5条 町長は、前条第1項の確認をしたときは、 印鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係 る次に掲げる事項を登録するものとする。
 - (1)~(2) 略
 - (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)~(6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が 住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカ ナ表記又はその一部を組合わせたもので表され ている印鑑により登録を受ける場合にあって は、当該氏名のカタカナ表記 2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスク<u>(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含</u>む。以下同じ。)をもって調製することができる。

(印鑑登録のまっ消)

- 第10条 町長は、印鑑登録者について、次の各号の 一に該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しな ければならない。
 - (1) 略
 - (2) <u>住民基本台帳法</u>の規定により、住民票が消除されたとき。

(3)~(4) 略

- (5) 氏名、<u>氏又は名</u>の変更により、登録を受けている印鑑が次条第 1 号に該当することとなったとき。
- (6) 略
- 2 略

(登録できない印鑑)

- 第 1 1条 町長は、登録申請された印鑑が次の各号の 一に該当するときは、当該印鑑の登録を受理できない。
 - (1) 住民票に記録されている氏名、氏<u>若しくは名又</u> は氏名の一部を組み合わせたもので表わしていな いもの
- (2) 職業、資格その他氏名以外のものを表わしているもの

(8) 略

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票 は、磁気ディスクをもって調製することができ る。

(印鑑登録のまつ消)

- 第10条 町長は、印鑑登録者について、次の各号 の一に該当するときは、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) <u>法</u>の規定により、住民票が消除されたとき<u>又</u> <u>は外国人住民である者が法第30条の45の表</u> <u>の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国</u> 籍を取得した場合を除く。)。

(3)~(4) 略

- (5) 氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、 住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名 (外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタ カナ表記を含む。) の変更により、登録を受けて いる印鑑が次条第1号に該当することとなった とき。
- (6) 略
- 2 略

(登録できない印鑑)

- 第11条 町長は、登録申請された印鑑が次の各号 の一に該当するときは、当該印鑑の登録を受理できない。
 - (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、 旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称 の一部を組み合わせたもので表していないもの
 - (2) 職業、資格その他氏名<u>、旧氏又は通称</u>以外の ものを表わしているもの

(3)~(6) 略

(印鑑登録の証明)

- 第14条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑 登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原 票に登録されている印影を光学画像読取装置により 読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンタ 一で打ち出したものを含む。)のほか、当該印鑑登録 者に係る次に掲げる事項を記載したものによる証明 とする。
 - (1) 氏名

(2)~(4) 略

(3)~(6) 略

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定に関わら ず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住 民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表 記又はその一部を組み合わせたもので表されてい る印鑑により登録を受けようとする場合には、当 該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録の証明)

- 第14条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印 鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登 録原票に登録されている印影を光学画像読取装置 により読み取って磁気ディスクに記録し、これを プリンターで打ち出したものを含む。)のほか、当 該印鑑登録者に係る次に掲げる事項を記載したも のによる証明とする。
 - (1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧 氏の記載がされている場合にあっては氏名及び 当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記 載がされている場合にあっては氏名及び当該通 称)
 - (2)~(4) 略
 - (5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が 住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタ カナ表記又はその一部を組み合わせたもので表 されている印鑑により登録を受ける場合にあっ ては、当該氏名のカタカナ表記
- ○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

O11番(西田祐子君) 11番、西田でございます。これは印鑑証明に、住民票へ旧姓の記載が可能となると書いているのですけれども、具体的に言ったらどういうことなのか。今まで女性というのは結婚したら婚姻先の氏名をとることが多くて、自分の旧姓というのを証明するものがなかったから、それを証明できるようにするとなったと理解していいのかどうなのか。それをもう少し詳しくどう使い勝手がよくなるのか、済みません、多くの女性の方々、これを読ん

でよくわからないと思うので、お願いします。

〇議長(山本浩平君) 山本町民課長。

〇町民課長(山本康正君) こちらは2019年の11月5日から制度としてスタートすることになりますが、先ほどの議案説明でもお話ししたとおり、住民票、それからマイナンバーカード等につきましてこちら併記になりますので、実際にやはり民法上婚姻された場合、夫の氏を名乗るか、それともご自分、奥様の姓を名乗るかというのは、どちらかの氏を名乗らなければならないということは、特にそこは変わってございません。ただし、議案説明の中でも女性活躍推進の観点からということがございましたが、氏名のほかに旧氏という欄が住民票の中にも設けられます。そこにいわゆる旧氏、旧姓ですね、そちらのほうが入りますので、職場で結婚された後に旧姓、旧氏のまま働いている方についての身分証明ですね、本人確認がマイナンバーカードですとか、それから住民票のほうでできるということがございます。それから、銀行ですとか携帯電話の契約等で、婚姻されたりして、そこでそのまま、銀行によりますけれども、旧氏のまま銀行口座を使うことができると。旧氏で変えなくても、旧姓から名前を変えなくてもそのまま銀行のカード、通帳等を使っていただけるような本人確認にもお使いいただけるという、具体的な例を挙げますとそういったことに使っていただけるかなと考えてございます。

〇議長(山本浩平君) 11番、西田祐子議員。

O11番(西田祐子君) わかりました。では、随分使用範囲が広くなって、女性にとってはすごく楽だということですよね。私も免許を幾つかいただきましたけれども、旧姓のものは全部使えなくなっていたのだけれども、それが使えるようになるということが1つと、もう一つ、パスポートもそれでオーケーなのでしょうか。そこだけお伺いさせてください。パスポートもオーケーであればすごく違うと思うのですけれども。結婚したときに結構面倒くさいのです。皆さんご存じだと思うのです。海外旅行行くときに早くに籍を入れておかないと、同じ姓にならないとホテルに行ったときに部屋も一緒に泊まらせてもらえないとかいろいろあったのですけれども、それは大丈夫なのでしょうか。

〇議長(山本浩平君) 山本町民課長。

〇町民課長(山本康正君) そのパスポートの部分については今確認をしてご答弁させていただきますが、基本的には、先ほど申し上げましたが、今回の11月5日からの改正につきましてはあくまでも住民票、それからマイナンバーカードの部分に旧姓、いわゆる旧氏が併記されるということになりますので、パスポート自体には併記ということはございませんので、本名といいますか、いわゆる民法上のどちらか選択いただいたお名前でパスポートのほうは申請、それからお使いいただくようになるかと考えてございます。

○議長(山本浩平君) ほか質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 財産の取得について

○議長(山本浩平君) 日程第10、議案第8号 財産の取得についてを議題に供します。 提案の説明を求めます。

鈴木学校教育課長。

○学校教育課長(鈴木徳子君) 議8─1をお開きください。議案第8号です。財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年8月30日提出。白老町長。

- 1、取得する財産(物品)、タブレット型パソコン、77台、管理用サーバー、1台、バックアップ用NAS、1台。
 - 2、取得予定金額、1,582万2,000円。
 - 3、取得の目的、中学校における I C T 授業環境の整備。
 - 4、取得の方法、指名競争入札による購入。
- 5、契約の相手方、白老町末広町2丁目6番6号、株式会社和歌白老営業所営業所長、井藤幸夫。

議案説明です。議8-2をお開きください。財産(物品)を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

O議長(山本浩平君) 日程第11、議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 本日配付の議案第9号でございます。白老町固定資産評価審査委員 会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和元年9月13日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町字石山7番地57、氏名、玉井つや子、生年月日、昭和25年3月11日生まれ、69歳でございます。

それから、議9-2、履歴調書でございますけれども、記載の学歴及び職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴にありますように、平成25年10月から今回まで白老町固定資産評価委員会委員 を継続して務めていただいております。

それでは、続きまして議9-3、議案説明でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員として玉井つや子氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いします。

○議長(山本浩平君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、 原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○議長(山本浩平君) 日程第12、報告第6号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、 監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

○報告第7号 教育行政事業執行状況報告書(平成30年度対象)の提出について

〇議長(山本浩平君) 日程第13、報告第7号 教育行政事業執行状況報告書(平成30年度対象)の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限 に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長か ら報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の審査結果報告について(決算審査特別委員会)

〇議長(山本浩平君) 日程第14、認定第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上6議案を一括議題に供します。

本件については、9月6日に決算審査特別委員会に審査付託いたしましたが、その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審查特別委員会小西秀延委員長。

[決算審查特別委員会委員長 小西秀延君登壇]

〇決算審査特別委員会委員長(小西秀延君) 決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規 定により報告します。

記、1、付託議案。

- (1)、認定第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。
- (2)、認定第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算認定について。
- (3)、認定第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
- (4)、報告第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
 - (5)、報告第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
- (6)、報告第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。
 - 2、審査の経過。

令和元年9月4日再開の白老町議会第1回定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月10日、11日及び12日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

- 3、審査の結果。
- (1)、認定第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。
- ①、平成30年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- ②、平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ③、平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- ④、平成30年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑤、平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑥、平成30年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑦、平成30年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑧、平成30年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。 いずれも、認定すべきものと決定。
- (2)、認定第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算認定について。 認定すべきものと決定。
- (3)、認定第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。認定すべきものと決定。
- (4)、報告第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

- (5)、報告第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。 報告済みとすべきものと決定。
- (6)、報告第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類

の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

以上でございます。

O議長(山本浩平君) ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について何かご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既 に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに 議案ごとの採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時15分

〇議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

認定第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

〇議長(山本浩平君) 反対、7番、森哲也議員、8番、大渕紀夫議員、賛成11、反対2。 よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第1号 平成30年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成30年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成30年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以

上3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号、報告第2号及び報告第3号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

◎意見書案第6号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を 求める意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第15、意見書案第6号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保 を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

〇5番(吉田和子君) 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)

東京都池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は 高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人ふ えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時 や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、いまや高齢運転者の安全対策及び 安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策として の、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項につ いて早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカーS) や後付けの「ペダル踏み間違い

時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

- 2. 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート 車」(サポカーS)に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付 き運転免許の導入を検討すること。
- 3. 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。 提出先は、記載のとおりであります。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第6号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第7号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計 と運用を求める意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第16、意見書案第7号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、FIT買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を さらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて下記のとおり要望する。

記

- 1. 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者に義務づけるとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。
- 2. 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3. 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第7号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書(案)、原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。 議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第8号 プラごみ対策を市町村問題とせず、ごみを 出さないシステム確立を求める意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第17、意見書案第8号 プラごみ対策を市町村問題とせず、ごみを出さないシステム確立を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

〇8番(大渕紀夫君) 意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりでございます。

プラごみ対策を市町村問題とせず、ごみを出さないシステム確立を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

プラごみ対策を市町村問題とせず、ごみを出さないシステム確立を求める意見書(案) 海洋プラスチックごみをはじめとするプラごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策 は、地球環境の将来を左右する重要課題です。

国連環境計画(UNEP)は2018年、プラごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を発表し、そのうち800万トン以上が海に流出していると言われています。特に、5ミリ以下の「マイクロプラスチック」や、洗顔料、化粧品などに使用されている「マイクロビーズ」を魚や鳥、動物が飲み込み、人体への影響も危惧され、国際社会では、使い捨てプラ製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっています。

2018年、カナダで開かれた主要 7 カ国首脳会議(G 7)でも大きな議題の一つとなり、「海洋プラスチック憲章」がまとめられ、英・仏・独・伊とカナダが署名しました。海のプラごみ量を減らすために、2030年までに全てのプラ製品を再利用可能か、リサイクル可能なものにする、不必要な使い捨てプラ使用を大幅削減し代替品も環境への影響を考慮する、などを盛り込み、期限と数値で具体的対策を示したものです。ところが、日本と米国が署名をしなかったことに、産業界への配慮ではないかと批判が上がりました。

大阪では20カ国・地域首脳会議 (G20) では、2050年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択しましたが、環境NGOから、達成期限が遅すぎることなど「不十分」と指摘されています。

日本は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多く、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トンを東南アジアに輸出しています。ところが輸出された大量のプラごみが、きちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになりました。バーゼル条約が改定され、汚れたプラごみは国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に踏み出しています。中国も2017年末に輸入を禁止したため、日本国内

の処理が追いつかず、プラごみが保管場所に山積みになったり、不法投棄されたりするケースが相次いでいます。特にプラごみの8割近くを占める産業廃棄物には対応しきれていない状態です。

よって、国の責任において、生産の段階からプラごみ減量対策に取り組むことを強く求めま す。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

O議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第8号 プラごみ対策を市町村問題とせず、ごみを出さないシステム確立を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

②意見書案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策 の充実・強化を求める意見書(案)

〇議長(山本浩平君) 日程第18、意見書案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施 策の充実・強化を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大渕紀夫議員。

[8番 大渕紀夫君登壇]

〇8番(大渕紀夫君) 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)

北海道内の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物

の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、 「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があ る。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得 の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化 を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2. 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を 十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくり を担う林業事業体や人材の育成に必要は支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 (案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。 議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

O議長(山本浩平君) 日程第19、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

[総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇]

〇総務文教常任委員会委員長(小西秀延君) 所管事務調査の結果について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、総合計画の検証とPDCAの仕組みについて。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調查結果。

本委員会は、総合計画の検証とPDCAの仕組みについて、担当課から説明を受けて、その 状況や取り組みを把握し、今後のあり方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を 次のとおり報告する。

総合計画の検証。

(1)、第5次白老町総合計画の概要について。

現在進行中の総合計画は第5次白老町総合計画であるが、その検証を行うための計画の概要は次のとおりである。

- ①、計画期間。平成24年度から令和元年度の8年間。
- ②、計画の構成。基本構想(8年)、基本計画(8年)、実施計画(3年)。

ただし、基本計画は、必要に応じて中間年度に見直すことになっており、平成28年度から後期計画を策定した。

ア、基本構想。目指すまちの将来像として、「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」を掲げ、 5つの「まちづくり基本方針」を示している。

イ、基本計画。分野別計画として、5分野36施策123基本事業を掲げるとともに、重点プロジェクトとして、6プロジェクト14プランを掲げている。さらに、計画の実現に向けて、①、計画推進体制、②、進行管理の仕組み、③、予算・財政計画との連動を示している。

ウ、実施計画。基本計画に示す施策の基本事業ごとに分類し、政策的事務事業3年間を掲げ、 毎年度ローリング方式で策定している。その内容は、財政計画(毎年度の事業費一般財源と起 債枠)と町長公約との整合性を図っている。

③、計画総論。1、趣旨と役割、2、構成と期間、3、人口想定、4、時代の潮流、5、白老町の姿、6、まちづくりの重点課題を示している。特に、人口想定では平成31年推計値1万7,100人を示し、総合計画の政策展開では推計値より人口減少を最小限度にとどめるよう努めるとしている。また、重点課題は、「暮らしの安全・安心の確保」「まちの活力や魅力の強化」「次

代を担う子供・若者の育成」「未来に受け継ぐ持続可能なまちづくり」「町民力・地域力の向上」 「町民と行政の信頼関係の強化」を掲げている。

- ④、進行管理。ア、PDCAサイクル(マネジメントシステム)に基づく進行管理体制、イ、町民目線による進行管理、ウ、町長公約との一体的な進行管理を示している。特に、PDCAサイクルでは、「事業計画の立案 (P)」事業計画は当該年度を起点とする3年間を対象に立案する。「事業計画の実施(D)」年度単位で予算を措置し事業を実行する。「事業成果の評価(C)」事業成果について政策や施策の目標達成における有効性や効率性から事後評価する。「事業の見直し(A)」事業評価の結果に基づき事業展開を改善するとしている。
 - (2)、第5次白老町総合計画の検証について。

企画課から提出された「第5次白老町総合計画検証報告書」に基づいて調査した。

①、人口の推移。平成31年の推計値による目標人口は、1万7,100人であるが、平成31年3月末現在で1万6,797人となり、目標値より303人減少した。年齢別では、老齢人口の目標値7,500人に対して7,490人で10人の減、生産人口では8,200人に対して8,090人で110人の減少、年少人口は1,400人に対して1,217人で183人の減となり、目標値との乖離が最も多かったのは年少人口である。

人口動態では、計画期間の自然動態は年平均223人の減、社会動態は年平均120人の減で全体では年平均343人の減となっている。特に、平成29年度から30年度では自然動態246人の減、社会動態168人の減と最も多い414人の減となり、人口減少に歯どめがかかっていない現状である。

②、計画評価。評価の方法は、内部評価(担当課)と外部評価(町民意識調査)の平均値を総合評価として、評価点3を基準として「継続」、3超えは「進展」、3未満は「停滞」としており、さらに、まちづくり指標(116本)の基準値を用いて目標値への近接度(達成・進展・継続・停滞)を測定している。

基本計画の評価結果は、基本事業別、施策別、分野別に評価しており、分野別合計の内部評価では3.6、外部評価では3.2、総合評価では3.5であり、まちづくり指標は継続以上が56%、停滞は44%となった。

また、基本計画重点プロジェクトでは、重点プロジェクト別、重点プラン別に評価しており、重点プロジェクト合計では、内部評価3.7、外部評価3.2、総合評価3.4であり、まちづくり指標は継続以上が54.3%、停滞が45.7%となっており、重点プロジェクトの評価合計は、分野別評価合計よりも低くなった。

さらに、分野別に定性評価として、これまでの成果・検証を整理してまとめている。

評価の総括としては、第5次白老町総合計画は、町民生活の安定化や地域産業の活性化など、まちの維持発展を目指し全力で取り組んできた結果、町財政の回復、生活基盤の整備、教育環境の改善、及び人材育成等を進め、小幅ではあるが着実な前進を図ることができたとし、次期計画には、検証結果を踏まえ、以下6つの視点を取り入れて進めるとしている。

視点1、住民参加・協働・情報共有による計画づくり。

視点2、重点事項や優先順位が明確な計画づくり。

視点3、経営感覚を持った計画づくり。

視点4、次代を開く多彩な人を育む計画づくり。

視点5、まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携した計画づくり。

視点6、PDCAサイクルの循環による実効性の高い計画づくり。

PDCAの仕組み。

- (1)、総合計画のPDCAサイクルの現状。
- ①、基本計画レベルのPDCAサイクル (8年)。

基本計画の計画期間は8年であり、中間年度(4年)の見直しにおいて中間評価(C)を行い、後期4年に向けた改善(A)を図って、後期計画(P)に反映し、策定している。そして、後期4カ年を実行(D)して、今回行った計画検証を行い、検討・改善(A)を図っている。第6次総合計画を策定(P)するサイクルで進めている。

②、事務事業レベルのPDCAサイクル (毎年)。

3年間の実施計画(事業計画)に基づく当該年度の事業のPDCAサイクルは、当該年度の 実施計画を作成(P)、年度単位で予算を措置して事業を実施(D)、臨時事業の予算査定で事 業の継続性や新規事業の必要性などを評価し審査を実施(C)、予算査定結果を新年度予算に反 映させ、議会の承認を経て事業化(A)するサイクルで進めている。

- (2)、総合計画のPDCAサイクルの課題。
- ・計画を策定して実行することは、従来から実施されているが、まだ評価・検証と改善方策 の手法・手続・体制等が確立に至っていない。
- ・評価・検証することは必須であるが、その作業量は膨大であり、時間と人員確保のほか、 さらなる意識・責任や主体性の醸成が必要である。
- ・計画評価は企画課で担当しているが、他部署で担当している行政評価(休止状態)との連 動が必要である。
- ・基本計画の評価(4年)と毎年度の事業評価(1年)は、町民にも理解できるよう情報共有を図る必要がある。

委員会意見。

第5次白老町総合計画は、令和元年度を最終年度としているが、今回の調査は、総合計画の評価・検証が明確に情報共有されていないこと、及びその手法、体制、仕組み等が周知されていないことなどから実施したが、総合計画の検証には、多くの人手と膨大な情報やデータから整理されていることが理解できた。

今後もPDCAサイクルで進行管理していくことが予想されるが、職員数の削減が進むことを想定して、さらなる効率化、精密化、集約化、簡素化等を目指す労力に対して明確な結果を導く業務に改善していく必要があることから、AI等を活用した膨大な事業をデータベース化し処理するなどの効果効率性の高い手法についての調査研究に期待したい。

町の政策規範となる総合計画がPDCAサイクルで進められることから、その経過や状況について「見える化」するとともに、積極的に周知・公開して情報の共有を図る必要がある。そのことが、理解共有から実効性を高めることにつながることを期待する。

本調査は、町の政策執行の最高規範となる総合計画とその膨大な事業の内容・情報の把握な

どどのように円滑に進め検証し、検証したことをどのように改善し、実行していくかというPDCAサイクルについてテーマとしたが、調査結果からは、膨大な内容がおおむね良好に取り組まれ、その経過と評価については理解するものであった。その苦労と重責には敬意を表する。しかし、行政がより一層一体となり主体的に取り組む姿勢が必要であり、やらされている感の業務ではよい結果は得られないので、今後は、より一層の組織連携や仕組み改善を図り、成果主義に基づいて計画の進捗状況などをわかりやすく情報共有されることを期待し、本委員会はこれからもPDCAサイクルを見守り続けたい。

以上であります。

〇議長(山本浩平君) 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

- ○産業厚生常任委員会委員長(広地紀彰君) 所管事務調査の結果報告について。 本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。
 - 1、調査事項、移住定住施策(Uターン、Iターン)と雇用の現状と課題について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、 6、参考人として出席した者の職・氏名、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載の とおりです。
 - 8、調査結果。

本委員会は、移住定住施策(Uターン、Iターン)と雇用の現状と課題について、担当課等から説明を受けて現状と課題を把握し、さらに求人倍率が高い建設業、水産加工業の町内関係団体から雇用の現状について聞き取りを行い、今後の白老町の雇用のあり方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

現状。北海道の有効求人倍率は平成29年度1.11倍(全国は1.38倍)、同年11月と12月は1.18倍と統計上最も高い倍率となっている。リーマンショック以前は、全国の有効求人倍率が上昇する局面であっても、北海道では低く推移していたが、平成22年度以降の景気回復に伴う有効求人倍率の上昇では、全国を追随する形で倍率が上昇している。また、労働市場動向では平成31年2月の有効求人倍率は1.20倍であり、1倍を上回るのは21カ月連続している状況にある。しかし、北海道の有効求人数増加傾向にある一方で、有効求職者数は減少が続いており、人手不足は顕在化している。

ハローワーク苫小牧における平成31年2月の産業別・企業規模別常用新規求人状況では、求人状況総数1,518人に対し建設業系292人、医療福祉系291人で2業種を合わせると全体の約40%を占めている。職業別、求人・求職状況(パートを含む常用)の有効求人倍率では建設・採掘の業種が7.46倍、農林漁業の業種が4.23倍、輸送・機械運転の業種が2.75倍となっているが、事務的業種が0.37倍となっており雇用のミスマッチが起きている。

このようなことから、町が独自に平成30年8月に実施した人材(人手)確保についての現状等に関する調査アンケート結果によると人材確保のため外国人技能実習制度を活用している事業所は9カ所、外国人就労者は76人(ベトナム43人、中国30人、フィリピン3人)となっている。

また、町内の高等学校における平成30年3月卒業者の就職状況は白老東高等学校の就職者38名で町内3名、道内35名、北海道栄高等学校は就職者32名で町内ゼロ名、道内28名、道外4名となっており町内に就職する人数は極めて少ない。

Uターン、Iターンでは応援フェアに参加する支援とUターンに要する費用負担を施策として盛り込んでいるが、現在のところ実績はない。しらおい移住・滞在交流促進協議会によると地域おこし協力隊も含めて、白老町に移住してきた人数は、平成28年度12世帯20人、平成29年度15世帯30人、平成30年度21世帯31人となっている。

課題。全国で働き手の中心となる15歳から64歳の生産年齢人口が総人口に占める割合が59.7%となっており、平成31年4月1日には外国人労働者の受け入れも拡大する改正入管難民法が施行され、労働力を外国人に求め、外国人が人手不足を穴埋めする流れがますます強くなっていく傾向にある。町内でも外国人就労者を雇用する事業者がふえてきており、言葉の障壁や居住環境の問題がある。また、外国人技能実習生は母国送り出し機関と日本の外国人就労監理団体が互いに協議して国内の企業に橋渡しができている場合には問題ないが、あっせん業者の介入による外国人技能実習生のトラブル等が発生していることからしっかりとした制度設計が必要である。外国人就労者を含む人材確保をはじめ、中小企業、小規模事業に類する事業者に対し、操業予定の売り上げ拡大や経営の改善、経営上の相談窓口として北海道では「北海道よろず支援拠点」を設置しており、町として事業者に対しその周知活用を促進していく必要がある。

外国人就労者の受け入れに関しては、白老町に来てよかった、また来たいと思ってもらえるよう、行政だけの支援ではなく、広く町民に外国人就労者の理解を得ながら進める必要がある。 地元の高校卒業生は道内就職者66人中、町内就職者3名となっていることから、町等が実施 している高校での企業説明のあり方や内容の見直しが必要である。

白老建設協会における雇用の現状と課題。有効求人倍率の考え方や建設業への定着、高齢化の課題、それに向けての町内定住や安定した仕事の必要性、さらに即戦力や技術者の確保、処遇改善が必要である。建設業全体のイメージの改善を図るため、中学校からの建設業に触れる機会の提供、また、高校生には他の業種と連携を図りながらまちの魅力を若年者に訴えかけていくことが必要である。

胆振水産加工業組合における雇用の現状と課題。水産加工業では従業者の高齢化、人手不足の問題、各加工場の対応となっている外国人労働者の導入や受け入れに当たっての住居の問題、空き家や共同アパート利活用を進める対策、今後ますますふえるであろう外国人就労者に関してのワンストップ窓口設置の必要性、また、従業員が安全安心な環境の中で作業できるよう処遇改善を図る一助として工場の施設改修のための補助制度などが必要である。

委員会の意見。新規求人倍率が7倍を超える建設業、4倍を超える農林水産業など、町内事業者の事業展開における求人難は、事業の存続前提に係る深刻な事態と捉える。一方、これほどの雇用募集があるにもかかわらず、町内高等学校卒業生が進路として町内に就職する人数は年間数名といった状況にあり、若年層の流出傾向も顕著である。町としても、企業説明会や就職氷河期世代支援プログラムなど、国やよろず支援拠点など関係機関と連動しながら事業を進

めていることは理解できるが、企業ニーズや実態把握に努めながら、より一層の取り組みが急務である。建設協会からも要望をいただいたところであるが、企業や業種のイメージを向上させるために、中学生が業種の魅力ややりがいに触れる機会の創出や、高校生にはまちの魅力を伝えながら就職を促すなど、若年層へのイメージ対策などを検討していくべきと考える。また移住定住施策との連携も必要である。

また、外国人技能実習生導入に当たる環境整備も重要である。第2に研修生の住居確保への 支援、また、役場での手続の多言語対策やワンストップ化など、先進自治体にも学びつつ取り 組みを検討していく必要がある。さらに、関係団体と連携し企業の求人募集能力を高めていく 取り組みは有効との意見があり、受け入れ企業側のより一層の啓発活動も重要である。

人手不足により仕事を広げたくても不可能との声が出るほどの現状に加え、労働者の高齢化の実態、民族共生象徴空間整備にかかわって予見される交流人口に関係する業種の求人需要増加を踏まえると、より一層の求人難が表出される情勢である。町としても、国の政策や関係機関との連携を一層進め、まちづくりの大きな視点のもと、産業振興支援の具体策をあらわしていく必要があると考える。

以上であります。

〇議長(山本浩平君) 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

[広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇]

○広報広聴常任委員会委員長(氏家裕治君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、広報広聴常任委員会の10年間の取り組みにおける検証について。(2)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究、②、広報広聴常任委員会の10年間の取り組みにおける検証について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、 記載のとおりでございます。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会広報の編集・発行及び広報広聴の調査・研究等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、常任委員会。

広報広聴常任委員会10年間の検証。

広報広聴常任委員会設置10年の節目に当たり、小委員会において、これまでの広報広聴活動の検証を行うこととし、これまでの振り返りから活動の改善点や今後の方向性について、会派検討を行いながら議論した結果を常任委員会で協議した。

①、広報活動について。

広報活動の手法の一つとして議員みずから製作・編集する議会だよりは、研修会等の参加を通し、より町民に親しまれるための創意工夫や議会活動の理解促進に取り組んできた。特に、必要な情報を簡潔明瞭に、写真や図表等を用いながらわかりやすい編集に注意を払い、字体を大きくするなどの改善を進めてきた。

今後の課題として、議会だよりの編集権のありよう(ルール化)を改善することや、町民参加型の広報モニター制度を導入するなど、町民目線に近づくための調査研究が必要である。

また、広報活動の活性化に向けて、議会だよりは「町民に読んでもらうもの」を基本に議会活動の理解促進を図る手法として、読み手の感想・意見を反映する仕組みは、広報が読み親しまれるために大変重要である。そして、編集員が課題意識を持って研修に参加するなど、研さんを積みながら技術的に向上し実行していくことで、課題意識の共有化と今後の課題解決に向けた議論が活性化するものと考える。

②、広聴活動について。

広聴活動については、自治基本条例にのっとり議会の役割・責務を着実に遂行することの重要性が議論されてきた。「町民生活向上のため議会として何ができるのか」「町民意見をどのように政策に生かしていくのか」などを主題に紆余曲折しながらも、町民懇談会を通した町民意見を議会として政策提言書をまちに提出したことは大きな前進となった。

今後は、提出した提言がまちづくりの中で反映されるようしっかり継続監視していかなければならないとともに、広聴活動を細分化(多チャンネル化)し、より多くの町民意見を政策に反映させるための制度設計が必要である。また、広聴活動の手法は多様でそれぞれに特徴があることから、現状または将来に必要で有効な手法について、先行して導入している自治体の実態や考えなどを調査研究し、白老町議会としての考え方を導き実行していくべきである。

③、議会報告会について(特記)。

議会報告会は、議会活動の理解促進や情報共有、町民の意見を聴取する重要な機会であり、 平成22年度まで開催され現在は休止をしている。以前は、まちの重要案件や議会活動状況の報告などで開催しており、その後、まちの予算や要望対応など行政活動の説明や報告が中心となったことから、議会懇談会を実施することとし現在に至っている。

今後の方向性として、町民生活向上のための政策立案・条例提案に向け、各常任委員会の年間活動計画と広聴活動の充実をはじめとした、積極的な議会の取り組み活動を報告する仕組みづくりとして、議会報告会開催に向けての検討を進めるべきである。

今後の広聴活動の取り組み。

①、議会懇談会・議会報告会。

議会報告会は議会及び委員会の年間活動の報告の場とし、そしてそのところに次に「議会報告会は」となっていますけれども、こちらを「議会懇談会は」にしていただけると助かります。 議会懇談会は町民との対話の場として必要であることから、計画的に開催すべきである。

議会懇談会・議会報告会はともに、町民と議会とのかけ橋であり、議会の説明責任を果たす目的において重要な広聴の場である。また、広聴活動の流れとして、議会懇談会は各常任委員会の年間計画と連動させて実施し、そうした活動を通した議会報告会を開催することが望ましい。このような広聴活動が政策提言や条例提案に向けた取り組みに不可欠である。

開催方法(時期・対象・内容等)については必要点を示し、具体的には次期へ申し送りをし 検討する。常任委員会等の年間計画や正副委員長会議での検討結果と連動したものとし、毎年 開催テーマを明確にすることが必要である。 今後の検討課題としては、議会活動の主要な活動の一つと言える議会懇談会や議会報告会について、次期はいま一度議論を深め、開催是非や開催内容における考え方を議会としてまとめるとともに、一定の方向性と実効性について結論を導き出せるように努める必要がある。

②、各常任委員会の広聴活動(移動常任委員会)。

広報広聴常任委員会から各常任委員会活動への提言として行うものである。移動常任委員会 は広聴活動の多チャンネル化を図るための手法の一つである。議会活動を身近に感じ、興味を 持ってもらうため、委員会が各地区に出向いて開催し、地域町民の意見や考えを聴取する。常 任委員会の年間計画や活動テーマに基づき計画的に実施することが望ましい。

③、出前トーク。

出前トークは町民との相互理解を深める重要な広聴の手法の一つとして従前より開催している。議会懇談会・議会報告会は、実施回数や地区別開催に限界があることから、各地区に出向いて広聴活動を行う貴重な機会である。町民が知りたいことを議会から伝えられる場を積極的に用意し、個別懇談会としての機能を備えた場とする。また、議会だよりやホームページ等で積極的に周知を行い、実施を重ねながら制度を浸透させる。

今後の検討課題は、行政が開催している出前トークとの違いを明確にし、これまでの開催方法を見直すことや、出前トークの依頼内容が委員会単位でないとき(所管をまたぐ、または所管に属さない、議員指名など)に、どのような形で派遣を行うかについて考え方を整理し、ケース別での派遣方法を検討することで、それに即した仕組みづくりを行う必要がある。

④、議会モニター制度。

議会モニター制度は白老町議会では未実施であるが、町民意見を聴取し、議会運営に反映させるとともに、議会活動に一層の緊張感を持たせ、町民の関心や町民との信頼関係を深めるために有効な制度である。白老町議会として制度を導入するか否かを検討するため、政策研究会を設置するなど、制度を十分に調査研究していく。

組織体制の見直し。

広報広聴常任委員会設立時より、広報広聴活動の企画・運営に当たり、広聴機能充実のため、 町民意見の集約や分科会(懇談会等)の依頼・振り分け、議会広報発行や各委員会活動への反映(フィードバック)など、一連の役割を担ってきた。

これらの活動をさらに充実させるため、委員会活動への反映 (フィードバック) をより円滑にし、本来の目的・目標である、政策提言や条例提案などに結びつけることを念頭に置いた上で、組織体制の見直しを行い、広報広聴常任委員会に設置している総務文教分科会・産業厚生分科会を総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会にそれぞれ移管し設置することとした。

なお、広報広聴常任委員会は、各常任委員会の所管でない意見や全体にまたがる意見の集約 等の対応を行い、引き続き、議会懇談会や議会報告会に関する企画・運営を担うものとする。

(2)、小委員会。

小委員会は、議会広報第168号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する 調査を行った。

広報広聴の調査・研究では、8月20日に札幌市で開催された議会広報研修会に参加し、「読者

目線で親切な広報紙をつくるには」をテーマに学ぶことができた。どんなにすばらしい議事や 議会活動もそれぞれを住民が知らなければ評価はなきに等しい。いかにして広報を手にとって もらい、読まれ、行動に結びつけるかが大事であることを改めて認識できた。

議事や議会活動が住民に伝わり、情報や課題を住民と共有することが議会の役割だとするならば、議会広報の役割は重要であり、編集に携わる一人一人が、こうした研修によりより一層の研さんに努めなければならないと感じた。

今回の研修会では、5 町議会の広報紙のクリニックを通し、「住民に読んでもらうもの」を念頭に、「伝える」広報から「伝わる」広報のあり方を学んだ。人は自分とのつながりを感じると読もうとするという。工夫しなければならないことはたくさんあるが、できることから前向きに取り組むことが大切である。

議会広報編集の基本姿勢として、住民との間にある情報格差を考慮することや、議会の活動を身近に感じられる読者目線であること(正確で簡潔な内容・わかりやすい記事・正しい表記)が大切であることはもとより、読者の視覚に訴える編集と、読者の意見が反映された議会広報のあり方についての検討が必要であると強く感じたところである。

以上であります。

○議長(山本浩平君) ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) それでは、これをもって報告済みといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎特別委員会の調査報告について

O議長(山本浩平君) 日程第20、特別委員会の調査報告について、調査の結果の報告を求めます。

最初に、象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会小西秀延委員長。

〔民族共生象徴空間整備促進・活性化に関す

る調査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会委員長(小西秀延君) 本委員会に付託されている民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査及び推進について、その活動経過を白老町議会会議規則第41条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記、1、付託事項、民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査。

- 2、調査の方法、3、調査の経緯及び日程は、記載のとおりです。
- 4、調査に基づく報告。

平成25年6月、国は「民族共生象徴となる空間」を本町に整備することを閣議決定したことから急速に動き出し、国の構想・計画等の進捗や、本町においても官民関係団体による活性化推進会議を設置して白老町活性化推進基本構想等の策定を進めている状況などを踏まえ、議会運営委員会において特別委員会の設置について協議した結果、町にとって非常に重要な政策であることから、平成27年3月に本会議に諮り、議長を除く議員全員で構成する本特別委員会を設置して調査することとしたところである。

平成27年11月の議会改選以降も継続して特別委員会を設置し、現在まで、今期通算25回にわたり、活性化推進プランや国の整備進捗状況、町の周辺整備進捗状況などについて調査を続けてきた。

現在、民族共生象徴空間(ウポポイ)開設が半年後に迫る中、白老町は、国や北海道、JR 北海道、民間事業者等と連携するエリア内事業や周辺整備事業など必要な取り組みを迅速に進 めている。

このことから、本特別委員会は、民族共生象徴空間整備及び周辺整備、町活性化の取り組み 内容等を精力的に調査してきた結果について報告する。

5、調査経過。

平成27年度は、改選後の11月に特別委員会を設置して、それまでの経過、現状、整備・運営における課題等を調査するとともに、活性化基本構想に基づく活性化推進プラン(案)を検討した。国においては、博物館及び公園の基本計画を策定した。

平成28年度は、白老町活性化推進プランを策定し、活性化事業及び周辺整備事業、整備方針 (案)、事業費見込みを調査するほか、国への用地売却及び温泉施設の整備事業者募集を検討し た。国においては、5月に施設の正式名称を決定し、博物館の展示計画を策定した。

平成29年度は、町が進める周辺整備事業のスケジュール及び駅周辺、駅北地区観光商業ゾーンの整備方針を調査するほか、国への用地売却やまちづくり会社設立を検討した。国においては、一般公開日を平成32年4月24日に決定し、国道36号拡幅事業に着手した。

平成30年度は、周辺整備方針に基づく主要事業の概要・計画と事業費見込みについて調査した。特に、白老駅舎及び自由通路、インフォメーションセンターの建設について協議を進め事業を開始した。また、駅北観光商業ゾーンの民間活力導入地域の公募について調査した。国においては、博物館、共生公園、慰霊施設の建設事業を進めるとともに、12月に民族共生象徴空間の愛称をウポポイに決定したほか、ロゴマーク等も決定した。

平成31年度は、町が行う行政整備区域のインフォメーションセンター及び関連施設の管理運営、民間活力導入区域の事業者決定及び整備促進に関して調査した。国においては、管理運営主体の決定及び建設事業推進、開設準備を進めている。JR北海道と町は、駅舎、ホーム及び自由通路の改築事業。北海道は、駅前広場及び公園通、中央通の改修事業をそれぞれ進めている。

6、特別委員会の意見。

民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会は、これまで25回にわたり委員会を開催し調査してきたが、本年11月8日で議員任期が満了することから、調査を終了するこ

とになる。

象徴空間は「アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の広い理解の促進を図るとともに、将来へ向けてアイヌ文化の継承をより確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造及び発展につなげていくための中心的な拠点、過去・現在・未来に通じた複合的意義を有する空間として整備されるものである」と意義づけて整備するに至った。

本議会としても、本町における長年にわたる誘致活動の結実とそれに伴う活性化への熱い思いは、またとない起爆剤と捉えて精力的に展開してきた。

今後も交流人口の拡大と受け入れ態勢の整備・展開の充実を図り、アイヌ文化の普及と町の発展を願い、しっかりと町民及び議会と情報共有しながら、参加を促進し、まちづくりの活性化につながる施策の推進を強く要望するとともに、いまだ着手されていない民間活力ゾーンをはじめとする民間事業の早期決定、早期整備、早期完成を進め、にぎわいと活力あるまちづくりが達成できることを期待して本委員会の報告とする。

以上であります。

- 〇議長(山本浩平君) 11番、西田議員。
- **〇11番(西田祐子君)** 済みません。2ページの下から2行目なのですけれども、一般公開日は平成32年4月24日となっているのですけれども、行政的にこういう書類に残しておく、これの日付でいいのかどうか。ちょっとそれだけ。

[何事か呼ぶ者あり]

- **〇11番(西田祐子君)** だから、その辺だけを説明、行政的にこれでいいのだったらいいということです。
- 〇議長(山本浩平君) 小西秀延委員長。
- **○民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会委員長(小西秀延君)** これは 調査した現時点での報告ということで記載をさせていただいておりますが、問題があるという ことであれば変更することも可能かと思いますが、調査した実績であるということで書かせて いただいております。
- ○議長(山本浩平君) 次に、町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会広地紀彰委員長。 〔町立病院改築基本方針に関する調査特別委

員会委員長 広地紀彰君登壇〕

- 〇町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会委員長(広地紀彰君) 本委員会に付託されている町立病院改築基本方針に関する調査について、その活動経過を白老町議会会議規則第41条第2項の規定により、次のとおり報告します。
 - 記、1、付託事項、町立病院改築基本方針に関する調査。
 - 2、調査の方法、3、調査の経緯及び日程は、記載のとおりです。
 - 4、調査に基づく報告。

平成29年11月6日に町が議会全員協議会において「町立病院の経営形態及び骨格の政策判断について」を示した。このことを受けて、議会運営委員会では、その取り扱いについて協議し、

地域・町民に大きな影響があることから、議員全員によるしっかりとした議論が求められるものであるとして、本会議に諮り、議長を除く議員全員で構成する本特別委員会を設置して調査することとしたところである。

現在まで本特別委員会16回、小委員会11回にわたり、町立病院の方向性と基本方針に関する 論点11項目等について調査を続けてきた。

その間、平成30年1月30日及び10月18日の2度にわたり、本特別委員会の中間報告として、 意見を取りまとめて町に提出していることから、それ以降の経過及び結果について、その概要 を報告する。

5、調査経過。

平成31年2月19日の本委員会では、昨年10月に町立病院改築基本方針策定に向けて11項目から成る意見書を町に提出したことに対し、各項目の検討状況が町から示された。町は病院改築に当たっては公設公営、入院機能保持との政策判断に基づき改築基本方針を策定するとしながら、各項目の検討状況として、精査を図っている状況。検討を進めている。総合的に検討を図っていく。などとし、中長期的な財政見通しを慎重に捉えながら施設整備などに要する公債費の後年度負担、病院経営に係る政策医療としての一般会計繰出金など、本町の身の丈に合った財政出動のあり方を踏まえて慎重かつ総合的に判断していくことが必要。地域の基幹的な役割を担う町立病院の改築議論については一度立ちどまり、しっかりと時間をかけて検討したいと述べ、基本設計費用の当初予算の計上ができないため、2022年度の新病院開設は難しいとの見解を示した。

主な質疑として、病院の現場の声をどう生かすか提言をもらう考えは。公設公営と断言しているが、医療法人などの指定管理も視野に入れて進めてはどうか。全て検討中であれば中身のある議論ができない。今後のスケジュールはどうなるのか。などに対して、将来のこと、町民のことを考え、公約よりも町民の声を優先した。基本方針に関しては任期中には方向性を出したいとの考えを示した。

次に、令和元年5月29日の本委員会では、その後の検討状況と今後の見通しについて、その 取り組みとして、病院経営に関する分析と改善策の提示、病院の改築方式の比較検討、公立病 院に対する国等の動きについて説明を受け、質疑を行った。

主な質疑としては、国の動向と町の考えの実現性について。地域医療構想の町への影響は。 不良債務の発生による借り入れへの影響は。病院改築の方向性はいつ示すのか。などに対して、 患者離れが深刻化し、医業収益の縮小傾向が続いている。外来にかかった後、入院を必要とす る患者が他の医療機関を受診するケースが多い。このままの経営状況が続けば不良債務発生の 可能性が高くなる危機的状況にある。不良債務発生で資金不足に陥れば、一般会計の追加繰入 金や一時借入金が必要になり、町財政を圧迫するほか、病院の改築計画に影響を与えるおそれ がある。経営・改築については、現状の改善と向上が必要であり、示した9項目の改善策に取 り組んで向上を図る。改築議論に対する方向性については、9月定例会前までに出したいとの 考えを示した。

最後に、令和元年8月23日の本委員会では、町立病院改築の方向性について、町長からは、

地域完結型医療を基本に入院機能を保持し、回復期患者の受け入れ態勢の充実を考え20床以上の病院機能と、老健きたこぶしについては、介護医療院への転換導入も視野に入れ、一体的な病院改築となるよう検討を進めるとして、経営改善を図り確固たる決意のもとで取り組むことを示した。また、続いて病院長からは、病院管理者としての責任を痛感し、経営改善を図り、白老町の地域医療を守る使命を全うすると病院改築に向けての管理者としての決意を述べた。

主な質疑としては、病院改築は経営改善が前提となるのか。公設公営・病院機能の保持・きたこぶしの存続で確認してよいか。改築はいつごろになるのか。高齢化への移動手段の確保が必要ではないか。などに対して、地域医療連携による回復期医療への転換を目標に病院職員一同で経営改善を図る。オープンは2から3年延びる可能性がある。基本方針については選挙以降に示すとの考えを示した。

6、特別委員会の意見。

町立病院改築基本方針に関する調査特別委員会は、16回に及ぶ委員会の開催と2回の意見提出を行い調査してきたが、本年11月8日で議員任期が満了となることから、調査を終了することになるため、ここに意見を付する。

町立病院の改築については、第一に「白老にあるべき病院像」を追求すべきである。先進自 治体病院にも学びつつ、医師や専門的な事務職員確保など体制づくりもあわせて検討を進める べきである。その立案に当たっては、町民・病院現場・若手を含む町職員・議会からの声を踏 まえつつ、徹底的な議論が展開されるべきである。

この「白老にあるべき病院像」の議論は、財政や人口ビジョンを踏まえ、長期的な展望を持った政策的な事業を構想して進められるべきである。事業費の縮減を追求し、他の町民サービス維持向上も実現し得る町財政負担額を念頭に、未来に負担を及ぼさない改築事業構築の徹底した姿勢が求められる。

今後の改築事業の検討を踏まえると、病院経営改善は必須の課題である。また、町立介護老 人保健施設きたこぶしも含め、既存事業の評価と検証を踏まえ、現場職員の相互理解や提言を 求めつつ、改善追及の徹底が求められる。

病院改築事業は急務である。二転三転した方向性の中で生じたスケジュールのおくれに対する責任を全うすべく、病院改築事業の全力かつ迅速な取り組みが必要である。さらに、老朽化の進行、アメニティーの低下、医療機器類の償却率が全道第2位という機器更新のおくれが顕著な町立病院の改築は、町民の命を守るという町の大義の実現であることから、町長を筆頭に、役場の政策立案機能を徹底的に発揮し、町民の立場で進める「白老にあるべき病院像」の早期の具現化を図るべきである。

以上であります。

〇議長(山本浩平君) ただいまそれぞれの特別委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(山本浩平君) 日程第21、議長から諸般の報告をいたします。

皆様には要望書等1件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した 要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご 理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎閉会の決定

○議長(山本浩平君) 日程第22、閉会についてお諮りいたします。

令和元年白老町議会第1回定例会は、会期を9月30日までとしているところでありますが、 付議された案件並びに予定の委員会調査は全て終了いたしました。

よって、会議規則第4条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(山本浩平君) 以上をもって令和元年白老町議会第1回定例会を閉会いたします。 (午後 2時43分) 地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山本浩平

署名議員森哲也

署名議員 大渕紀夫

署名議員及川保